

区 連 会 資 料
令和7年2月20日
港北区社会福祉協議会

各地区連合町内会長 様

港北区社会福祉協議会
港北区共募・日赤・社明団体事務
事務局長 仲丸 等

令和6年度募金等の実績報告および
令和7年度の募金等への協力依頼について

日頃より、本会事業の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会各種募金並びに世帯会費及び社明会費（以下「各種募金等」）については、今年度も各地区連合町内会長をはじめ地域の皆様のご協力により、別紙のとおり実績を上げることができました。変わらぬご協力をいただき、誠にありがとうございました。

次年度も各種募金等活動を実施するにあたり、各町内会の皆様のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

なお、詳細なご依頼及び資材の調査等につきましては、実施時期に合わせ別途ご案内いたします。

【お問合せ先】

港北区社会福祉協議会

電 話：045-547-2324

FAX：045-531-9561

○令和6年度各種募金等実績及び令和7年度目安額

令和7年1月末現在

募金等名称	令和6年度実績	令和7年度 実施時期（案）	令和7年度 一世帯 あたりの金額 （目安額案）	実施主体	備考
日赤募金 （日本赤十字社会費募金）	14,861,233 円 [目安額 21,410,340 円]	5月～7月	200 円	日本赤十字社神奈川県 支部横浜市港北区地区 委員会	2月資料調査依頼（別紙）
赤い羽根共同募金 （戸別募金）	16,845,417 円 [戸別募金目安額 27,163,875 円]	10月～12月	255 円	神奈川県共同募金会 横浜市港北区支会	5月資料調査依頼予定
年末たすけあい募金	21,887,160 円 [目安額 21,305,000 円]	11月～12月	200 円		
港北区社会福祉協議会 世帯会費	3,859,502 円	6月～8月	40 円	港北区社会福祉協議会	
社会を明るくする運動 実施委員会会費	1,041,790 円	6月～8月	10 円	港北区「社会を明るく する運動」実施委員会	

※一世帯あたり上記金額をご協力いただきますと、区全体の目標額となります。（単位自治会の目安額＝自治会加入世帯数×95%）

※目安額については各委員会にて決定となります。



港北日赤発 第23号
令和7年2月20日

各地区連合町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部港北区地区委員会
委員長 竹下 幸紀
[公 印 省 略]

次年度赤十字募金運動の資材数調査について（お願い）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会事業の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、次年度も5月から赤十字募金運動を展開する予定でございますが、募金封筒等の資材の希望数につきまして、自治会町内会ごとの調査にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、調査票につきましては、各自治会町内会会長へ事務局より個別に送付し、回答のご依頼をさせていただきます。以下内容についてご承知おきください。

1 回答方法

グーグルフォーム、または各自治会町内会へ送付いたします調査票にご記入の上、FAX送付、窓口持参・郵送のいずれかでご回答ください。

※FAX以外の方法による場合はコピーを取りお手元に保管ください。

2 回答期限

令和7年3月19日(水)

3 提出先

(郵送の場合、下記住所あてをお願いいたします。)

〒222-0032

港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206 横浜市港北区社会福祉協議会 内
日赤港北区地区委員会 事務局 あて

4 回答後修正・変更が生じた場合（会長交代、送付先変更、数量変更等）

グーグルフォーム、もしくは調査票に変更箇所を加筆修正いただき、再度 FAX、窓口持参・郵送等にて **随時事務局へ連絡をお願いいたします。**


【お問い合わせ】

事務担当：天倉・山田

電 話：547-2324

FAX：531-9561



✂切：3月19日(水)	送付先 FAX：045-531-9561	 <small>Googleフォーム</small>
-------------	----------------------	--

記入日	地区名	自治会・町内会名	会長名	回答者名
/				(連絡先：)

太枠の中をご記入ください。

(Googleフォームでの回答は上記QRコードを読み取り下さい。)

前回の資材数を表示しております。修正がある場合は表の右の欄にご記入ください。

これ以外に一定数お送りさせていただく資材につきましては別紙をご覧ください。

資材名 (() 内は目安)	前回の部数	希望部数
① 封筒 (=加入世帯数)	0 部	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり⇒()部
② 受領証 (=班数)	0 部	<input type="checkbox"/> 変更なし <input checked="" type="checkbox"/> 変更あり⇒()部
③ 委嘱状 (=班数)	0 部	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり⇒()部
④ チラシ (=班数)	0 部	<input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり⇒()部
⑤ ポスター(=掲示板数)	0 部	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり⇒()部
⑥ パンフレット(=班数)	0 部	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり⇒()部

資材は令和7年5月末に【自治会・町内会長宅 宛】に送付します。送付先変更の際は下記にご記入いただくか、Googleフォームでご回答ください。(昨年変更のご連絡をいただいた場合も、ご確認のためお手数ですがご回答ください。)

〒 _____

横浜市港北区 _____ 様

連絡先電話番号： _____

港北共募発第49号
令和7年2月20日

各地区連合町内会長 様

社会福祉法人神奈川県共同募金会
横浜市港北区支会
支会長 川島 武俊

共同募金運動の実績報告および次年度協力依頼について

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から共同募金運動に対しまして格別のご配慮を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨年10月から実施いたしました標記募金につきましては、現在のところ下記のとおりの実績となっておりますことをご報告申し上げます。変わらぬご協力をいただき、誠にありがとうございました。

各地区連合町内会会長を始め、各役員及びご担当のみなさまには多大なるご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

また、令和7年度共同募金（戸別募金）の目安額（案）につきましては、令和6年度同様とさせていただく予定です。地域の実情にあわせての実施をお願いいたします。

（1）令和6年度 赤い羽根一般および年末たすけあい募金（戸別募金）の実績 （令和7年1月31日現在）

募金種別	目安額	実績額
赤い羽根一般募金	27,163,875円	16,845,417円
年末たすけあい募金	21,305,000円	21,887,160円
合計	48,468,875円	38,732,577円

（2）令和7年度 赤い羽根一般および年末たすけあい募金 一世帯あたりの金額（目安額案）

赤い羽根一般（募金依頼時の加入世帯数×95%※）× 255円

年末たすけあい（募金依頼時の加入世帯数×95%※）× 200円

※小数点以下は、四捨五入で計算いたします。

※目安額については3月の区支会委員会にて決定となります。一世帯あたり、上記金額をご協力いただけると、区全体の目標額となります。

※資材調査につきましては、5月区連会でご依頼させていただく予定です。

【お問い合わせ】

共同募金会港北区支会
事務担当：飯塚
電話：045-547-2324
FAX：045-531-9561

令和6年度 共同基金における戸別基金中間集計結果

令和7年1月31日現在（単位：円）

地区名	赤い羽根一般基金		年末たすけあい基金	
	目安額	納入額	目安額	納入額
1 日吉地区	5,907,840	4,706,872	4,633,600	5,225,290
2 網島地区	2,879,460	1,391,127	2,258,400	1,961,169
3 大曾根地区	983,025	591,865	771,000	887,925
4 樽地区	1,194,675	854,510	937,000	916,700
5 菊名地区	3,613,095	1,585,946	2,833,800	1,862,042
6 師岡地区	962,880	490,796	755,200	536,727
7 大倉山地区	1,678,920	1,085,122	1,316,800	1,245,758
8 篠原地区	3,387,165	2,040,950	2,656,600	3,629,689
9 城郷地区	1,747,005	880,553	1,370,200	1,033,042
10 新羽地区	876,945	609,955	687,800	1,305,460
11 新吉田地区	1,771,485	1,087,131	1,389,400	1,630,158
12 新吉田あすなろ地区	583,185	510,545	457,400	475,800
13 高田地区	1,373,685	952,370	1,077,400	1,177,400
14 その他	204,510	57,675	160,400	0
合計	27,163,875	16,845,417	21,305,000	21,887,160

※目安額 赤い羽根 (令和6年8月1日現在の加入世帯数×0.95※)×255円
 年末 (令和6年8月1日現在の加入世帯数×0.95※)×200円
 ※小数点以下を四捨五入

災害時要援護者支援事業にかかる取組ハンドブックの改訂及び 取組に関する調査等について(依頼)

災害時要援護者支援については、各自治会町内会で日頃よりご尽力いただきまして、ありがとうございます。

港北区では、日頃からの地域での支え合い等の取組によって、災害発生時に災害時要援護者の安否確認や避難支援などが迅速に行われるよう、災害時要援護者支援事業にかかる取組内容についてまとめた冊子「災害時要援護者事業ハンドブック」(平成31年2月作成)を、このたび、自治会町内会の皆様からのご意見等を踏まえて改訂しました。改訂版ハンドブックを各単位自治会町内会あて配布しますので、今後の取組にご活用ください。

区連会1月定例会でお知らせしたとおり、令和6年度の災害時要援護者名簿を令和7年3月上旬までに、協定を締結している連合町内会または単位町内会あてに郵送します。つきましては、個人情報保護に関する研修の受講について、「情報取扱者届(兼個人情報保護研修受講報告書)」のご提出をお願いします。

また、名簿と一緒に同封します、各地域における取組に関する調査へのご協力をお願いします。

1 災害時要援護者支援事業ハンドブックの改訂について

(1) 改訂版の変更の概要について

ハンドブックについて、自治会町内会の皆様から「文字が多くて読み切れない」等のご意見をいただきました。そのため、改訂版では、情報を整理し、説明文を簡潔にするとともに、図表による説明のウェイトを増やす等、(A4冊子カラー10ページ) 分かり易いレイアウトに変更し、併せて、「在宅避難」に関する説明項目を新たに追加しました。

(2) 改訂版冊子の配布日程について

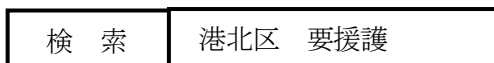
3月上旬に単位町内会長あてに、訪問時に活用する啓発物品(携帯トイレパックと啓発チラシ)を配布する際、併せて3部ずつ配布します。

なお、港北区ホームページにおいても改訂版のデータ版を掲載する予定です。

ホームページの検索は、こちらのキーワードをお使いください。



改訂版ハンドブック表紙



2 依頼事項

(1) 情報取扱者届（兼個人情報保護研修受講報告書）の提出について

名簿を取り扱う方は、全員、毎年1回、個人情報保護研修の受講が必要です。

各単位自治会町内会で研修を受講後、同封しております返信用のピンク封筒に入れて、

6月30日（月）までにご提出をお願いします。

(2) 災害時要援護者支援の取組に関する調査について

現在の取組状況と課題、訪問時のグッズや啓発が必要と思われる情報等について調査を行い、今後の地域の取組の支援の参考にさせていただきますので、ご協力をお願いします。

調査票は、令和5年度名簿（令和6年3月に配布した名簿）のご返送時に同封するか、FAXで**4月30日（水）まで**にご返送をお願いします。

担当 港北区高齢・障害支援課

渡邊、浜崎、野口

電話 045-540-2317

FAX 045-540-2396

港北区

|| Kohoku ||

災害時要援護者支援事業 取組ハンドブック



はじめに

地域の中には、災害発生時の避難行動などに対応することが難しく、また、その後の生活にも様々な困難が予想される高齢者や障害者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の方が暮らしています。過去の大きな災害では、要援護者への支援、支援のための連携等が不十分であったことが報告されています。

平成 23 年 3 月の東日本大震災においては、被災者全体の死亡者のうち、65 歳以上の高齢者数は約 6 割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍と、要援護者の被災率が高かったことが分かります。このような状態が生じた背景としては、要援護者に配慮した避難を行うための情報伝達が十分に行われなかったことや、要援護者の安否確認が円滑に進まなかったことなどが課題として指摘されています。

また一方で、過去の大きな災害では、生き埋めや建物などに閉じ込められた人の大半が、自助・共助によって助けられています。特に阪神・淡路大震災や東日本大震災等の事例検証によると、災害発生時、特に発災直後は、行政（公助）が十分に機能せず、自助や地域で助け合う共助が果たす役割が大きいことが報告されています。このようなことから災害の被害を最小限にするためには、共助の力が不可欠であり、日頃から地域と要援護者の間での関係づくりを進めておくことが大切です。

このことを踏まえ、横浜市では 2007 年から災害時要援護者支援事業を開始し、港北区では各自治会町内会により、地域の特性や実情に合わせた方法で取組が進められています。

このハンドブックでは、港北区内の自治会町内会の様々な取り組みを集めました。発災時に要援護者が円滑で迅速に避難できるよう、この冊子を日頃の地域の支援体制づくりに活用していただけますと幸いです。



港北区マスコットキャラクター ミズキー

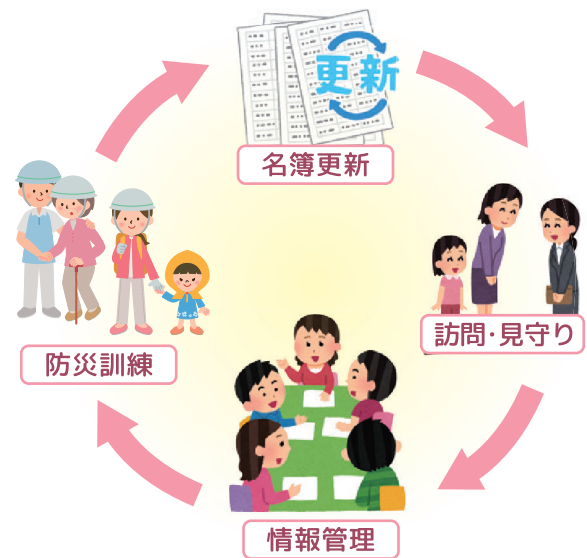
港北区役所 高齢・障害支援課

1 災害時要援護者支援事業の概要

1 災害時要援護者支援事業とは

災害時に自力で避難することが困難で、在宅で生活している高齢者や障害者の方など（以下「災害時要援護者」という）のうち、自身の個人情報自治会町内会に提供することに同意いただいた方を区役所で名簿にしています。

区役所で作成した名簿は各自治会町内会に提供し、名簿を活用した地域における共助による避難支援体制づくりを推進する事業です。



2 事業推進の基本的な考え方

要援護者支援の取組については、平常時における取組、発災時の安否確認・避難支援、避難生活支援、復旧期以降の生活支援など様々な段階における取組があります。

このような取組のなかでも、特に平常時から行政、地域、関係機関・団体等が様々な取組を重層的に進めるとともに、災害時の対応に備えてそれぞれが連携をしておくことが重要です。

3 「災害時要援護者」の定義

災害時要援護者の定義

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自ら身を守るために、安全な場所に避難するなどの災害時に一連の行動をとるのに支援が必要な者

▶ 一般的には… 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など



横浜市の要援護者名簿の対象者

① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方

ア 要介護3以上の方

イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯で、いずれもが要支援または要介護認定の方

ウ 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方）

② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者

③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方

④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方



4 要援護者名簿に関する個人情報の取扱い

個人情報は、人と人とのつながりを支えているもので、利用目的の範囲においてルールを守って利用し、適正に管理することが大切です。区役所から提供された名簿について、以下の点に注意をしながら、顔の見える関係づくりに活用しましょう。

(ア) 名簿の管理

区役所から提供された名簿を管理する「情報管理者」（原則1名）を決め、「情報管理者届兼同変更届（第1号様式）」を区役所に提出してください。また毎年3月頃までに区役所から最新の名簿を配布しています。新しい名簿が届いたら、古い名簿は速やかに区役所へご返却下さい。情報管理者に変更が生じた場合は、改めて提出してください。

(イ) 名簿の活用

名簿を見て、実際に活動する方を「情報取扱者」と呼びます。情報取扱者については、毎年1回、個人情報保護に関する研修を受講してください。

個人情報保護に関する研修を受講後、区役所に「情報取扱者届（兼個人情報保護研修受講報告書）（第2号様式）」を提出したうえで、活動を開始してください。なお、港北区役所では研修用のDVDを自治会町内会に配付しています。

(ウ) 個人情報保護と活用のバランスについて

平成29年5月30日に個人情報保護法が改正され、自治会町内会も法律規定の対象となりました。法改正などにより、例えば、「人命に関わることでも個人情報は守らなければならない!」「罰せられるかもしれないから扱いたくない!」など、法の定め以上に個人情報の取扱いに過剰になってしまうケースが見受けられます。**罰則が適用されるのは、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用した時であり、ルールを守って活用していただければ、罰則の心配はありません。**

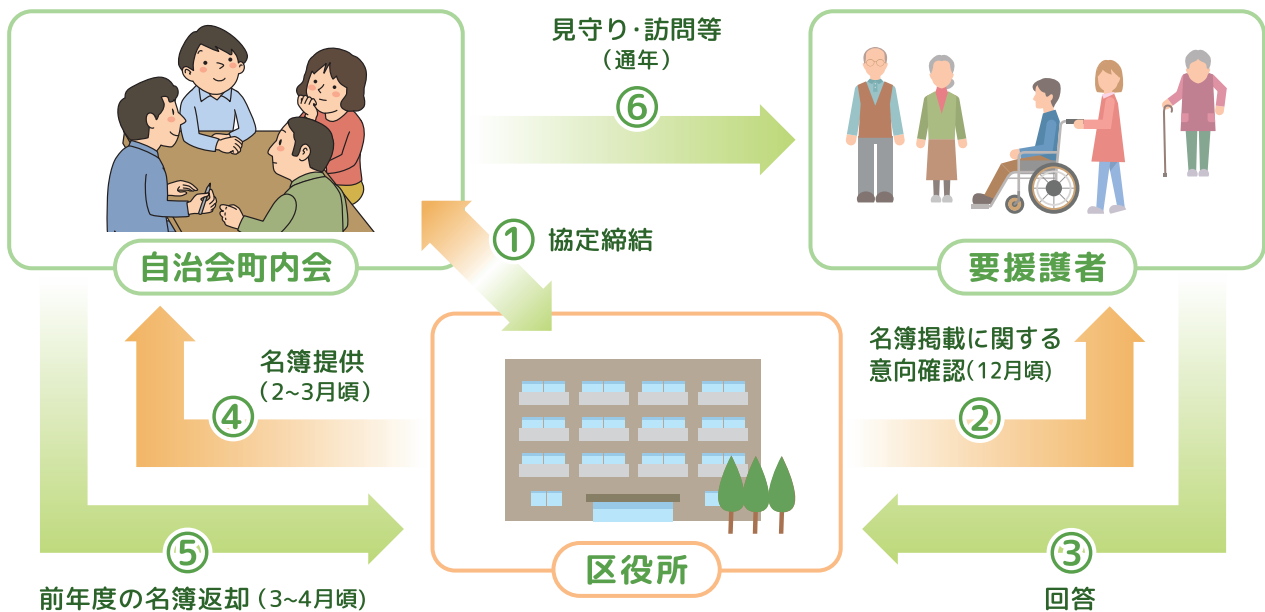
区役所が提供する名簿についても、次の3点を実施すれば、利用目的の範囲であれば誰でも名簿を活用することができます。

ポイント1 前年度の名簿を区役所に返却（毎年）

ポイント2 個人情報の取扱研修を受講（毎年）

ポイント3 情報取扱者届を区役所に提出（毎年）

2 自治会町内会が事業を開始するまでの流れ



自治会町内会が区役所から災害時要援護者の名簿の提供を受けるまでの流れは、次の通りです。(②～⑥は毎年行います)

- ① 区役所から自治会町内会に名簿を提供する旨の協定を締結します。
(協定書の内容に変更がない限り一度限り)
 - ② 区役所が協定を締結している地域の要援護者に対して、自治会町内会に個人情報を提供することについて、意向確認^(※1)を郵送で行います。
 - ③ 要援護者は、区役所に回答を送付します。
 - ④ 区役所が同意の得られた要援護者を名簿にし、自治会町内会に提供します。
 - ⑤ 自治会町内会は新しい名簿と引換えに、前年度の名簿を返却します。
 - ⑥ 自治会町内会は名簿を活用^(※2)し、平常時の見守りや訪問等を行います。
- 毎年行います

(※1) 名簿掲載への同意が得られた方については、次年度以降、意向確認は行いません。また、名簿掲載に関して同意の意向確認が得られなかった方については、基本的に次年度以降も区役所から意向確認の手紙を送付します。

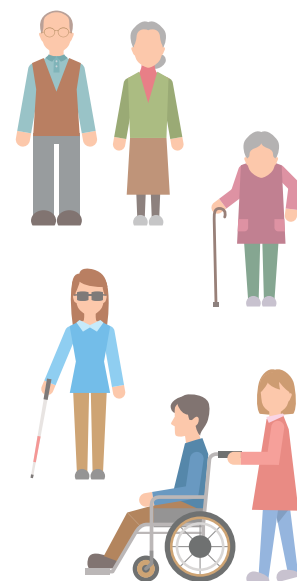
(※2) 名簿を活用する際の個人情報の取扱いについては、P2を参照してください。

3 訪問開始までの流れ

港北区役所では、必要に応じて様々な地域の見守りを行っている民生委員・児童委員と協力・連携し、「名簿等を活用し、**見守りの実施（年1回以上の訪問）**」を自治会町内会の皆さんにお願いしています。

これは、日頃からお互いに顔見知りでなければ、発災時に支援することは難しく、訪問を通じて自治会町内会と要援護者の方が顔の見える関係を築いておくことが重要と考えているためです。

自治会町内会で、継続的に要援護者のお宅を訪問することができるよう、取組方法や一年間の流れを自治会町内会で検討しましょう。以下に紹介する流れは一例です。



1 自治会町内会で名簿を整理します

災害時要援護者支援事業の名簿、自治会町内会が独自に把握した要援護者、ひとり暮らし高齢者見守り推進事業の訪問で同意の得られた方などを一つの名簿に整理します。

2 自治会町内会で事業を開始する旨の周知を地域の方にします

地域の回覧や掲示版などを活用し、自治会町内会で災害時要援護者支援事業を開始する旨及び事業の目的や要援護者宅へ訪問する旨などを周知します。

3 訪問する人（支援者）を決めます

1で作成した名簿を基に、誰が（自治会町内会役員や班長、ボランティアなど）、どの要援護者のお宅を訪問するか検討します。 ※民生委員の協力を得ている自治会町内会もあります。

4 訪問する時期を決めて周知します

訪問する前に、訪問者や訪問予定日時などを事前にポスティングするなど、要援護者と会うための工夫をします。

5 要援護者宅への訪問を開始します

発災時の安否確認や避難支援に必要な項目の聞き取りが不十分にならないよう、事前に自治会町内会で聞き取り内容を決めて訪問を行います。

4 地域の取組事例

この章では、事業を進めていくにあたり、多くの自治会町内会のお悩みに対して、解決のヒントとなるような事例を紹介します。

1 要援護者を支える支援者を増やす取組

災害時要援護者支援事業を取り組むにあたり、自治会町内会の会長など一部の人だけで、要援護者の見守りや訪問をするには限界があります。

ここでは、要援護者を支える支援者を増やすための取組を紹介します。

地域防災拠点訓練参加者に対して「富士塚ささえ隊」の登録用紙を配付し、ボランティアを広く募集しています。

篠原地区 富士塚自治会

「災害時における支援協力者申込書」という用紙も配付し、支援する協力者を募りました。

城郷地区 小机土井町内会

2 様々な機会を活かした 要援護者の見守り・訪問

要援護者と地域の方が顔見知りでなければ、いざというとき支援することはできません。様々な機会を通じて、要援護者との関係づくりを行っている取組をご紹介します。



地域の子どもたちと保護者がお菓子をもらって回る「ハロウィーン」のイベントを開催しました。

新吉田地区 新吉田第四自治会

清掃活動の機会に要援護者だけでなく、支援者側との交流も行っています。

大曽根地区 盟友会

民生委員が封筒と個人情報に記載する用紙をセットにした手紙を用意し、組回覧に数セットずつ添付しています。それらに要援護者の方が必要事項を記載し、組長へ提出してもらっています。

菊名地区 大豆戸町内会

3 要援護者宅への訪問と聞き取りにあたっての工夫

要援護者宅を初めて訪問する際に、『発災時に備えてどのようなことを聞き取ればよいだろうか?』『突然訪問して大丈夫だろうか?』など不安になることもあるかと思います。実際に、訪問をしている地域の事例をご紹介します。

年間3回以上訪問し、各連絡先等を記した「我が家の緊急連絡先」を作成し、ご本人、民生委員、見守り担当員の3者で同じ情報を共有して持っています。

師岡地区 師岡仲町内会

訪問した際に不審者と間違われないよう、各自の名前と「見守り隊連絡員」と記載された名札を作り、首に下げて訪問をするなどの工夫をしています。

城郷地区 鳥山町自治会

事前に民生委員と協力をして要援護者宅に、事業の趣旨を説明したチラシと訪問日時を明記した紙をポスティングしています。また、訪問する際には安心してもらうために自治会町内会と民生委員がペアになって訪問しています。

篠原地区 仲手原自治会

4 マンション単位での災害時要援護者支援事業の取組

ここでは、マンション管理組合との関わり方や、マンションならではの取組について紹介します。

「見守り隊」を結成し、発災時にどの見守り隊のメンバーが、どの要援護者の安否確認をするかを決めています。またマンションの管理会社とも連携し、何かあった際には管理会社が自治会役員や見守り隊のメンバーに連絡をするなどの連携体制も作っています。

あすなる地区 グリーンコーポ網島自治会



マンション管理組合で作成した、3種類(**救助求む(赤)** ・ **無事在宅(白)** ・ **避難済(黄)**)のマグネットシートを用いた安否確認をする訓練を年1回行っています。また、自治会のシニアや子ども向けのイベント及びサークル活動の機会を通じ、最近の状況を気軽に聞ける関係を築いて、日頃から状況を把握するようにしています。

樽町地区 パークシティ網島自治会

5 発災時を想定した円滑な安否確認・避難誘導の仕組み

訪問で要援護者の状況の聞き取りを行い、各要援護者の状況を把握した後に、それぞれの方をどう支援するかについて具体的な方法を検討しておくことが、発災時における速やかな安否確認や避難支援につながります。

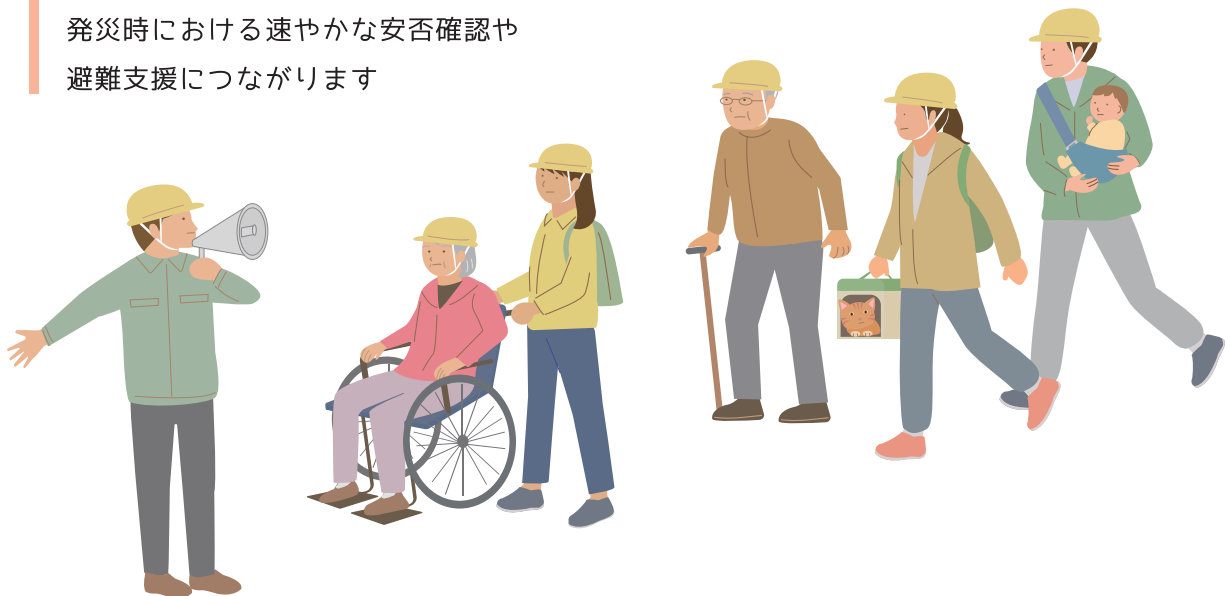
要援護者宅を地図に印した要援護者マップを作成し、自治会町内会役員8人と民生委員1人でそれぞれ所有し、円滑な避難支援が出来るように準備しています。

高田地区 高田町親和会

要援護者に安心していただける、自分を担当する支援者が誰かを文書で明確にお伝えするための「災害時の支援について」というお手紙を出しています。

樽町地区 大倉山自治会

具体的な方法を検討しておくことが、
発災時における速やかな安否確認や
避難支援につながります



発災時に、危険な場所を避けて安全で円滑な避難誘導をすることを目的に、要援護者のお宅の確認と周辺の危険箇所を書き込んだ地図を作成しています。
また、実際に要援護者の自宅から地域防災拠点まで要援護者の方を担架で搬送する訓練を実施しています。

日吉地区 下田町自治会

▼ 港北区災害時要援護者事業 港北区 HP

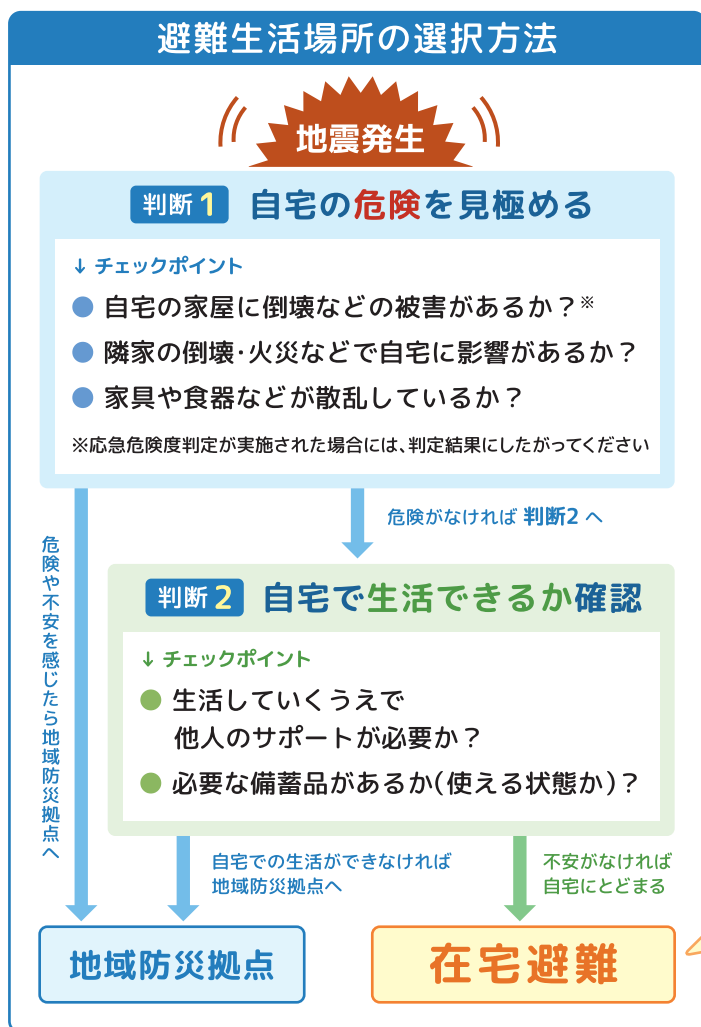
https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/saigaijiyouengo.html



5 災害発生時の対応

1 在宅避難について

災害が起こった時、地域防災拠点で生活することは選択肢のひとつに過ぎません。自宅とその周辺の安全が確認できれば、住み慣れた自宅で過ごす「在宅避難」を考えてみましょう。



在宅避難には
様々なメリットが
あります!



メリット
1 住み慣れた家で
ストレスが少なく
避難生活を送れる

メリット
2 プライバシー面の
不安がない

メリット
3 感染症のリスクが
少ない

在宅避難者でも地域防災拠点で
仮設トイレの使用や食料や物資の
供給を受けることができます!

※発災直後は必要な物資を全員に提供することは困難です。

備蓄品

災害発生直後は、食料や日用品の購入が難しくなります。家族構成を考えて、必要な備蓄をしておきましょう。

詳しくは
港北区
防災マップへ ▶



- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 水 (1日1人分 3ℓ) | <input type="checkbox"/> 食料 (レトルトや缶詰) |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 懐中電灯 |
| <input type="checkbox"/> 電池 | <input type="checkbox"/> モバイルバッテリー |
| <input type="checkbox"/> ポリタンク | <input type="checkbox"/> スリッパ |
| <input type="checkbox"/> 軍手 | <input type="checkbox"/> トイレパック 等 |



備蓄する量は
1週間分です。
(最低3日分)



2 地域防災拠点における要援護者受け入れに向けた取組

横浜市防災計画のなかで、地域防災拠点運営委員会の主な活動の一つとして、「避難者の中で、負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護」が記載されています。

要援護者に配慮した運営を行うため、各地域防災拠点であらかじめ概ね3教室を確保し、援護をしていくことになっています。

女性、要援護者等を考慮した運営上の配慮すべき項目 （参考）横浜市防災計画（震災対策編抜粋）

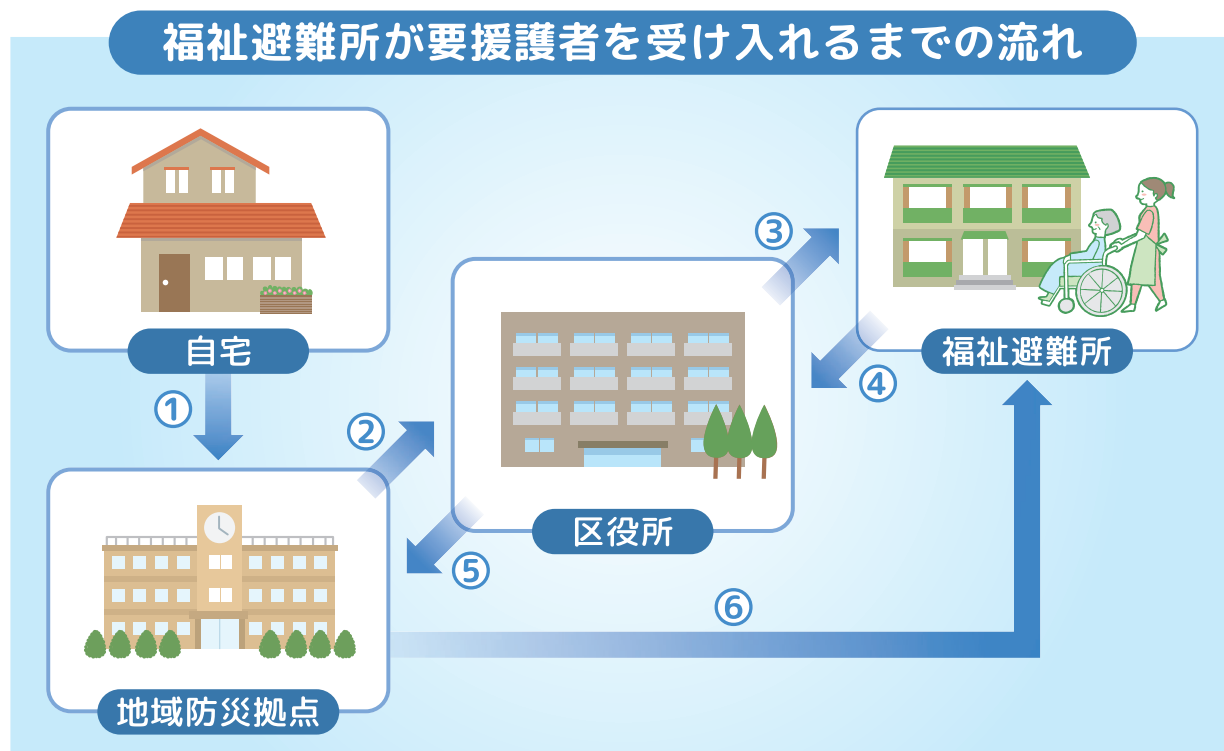
女性	<ul style="list-style-type: none"> ① 拠点運営への女性の意見の反映(運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等) ② 女性への性暴力等を防ぐための防犯の強化 ③ トイレを安全・安心に利用できる工夫(男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等の工夫) ④ プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保 ⑤ 女性用物資の女性による配布 ⑥ 妊婦に対しての配慮(休憩できるスペースの確保、保険指導や緊急時の対応、見た目でも妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等)
乳幼児子ども	<ul style="list-style-type: none"> ① 授乳等のスペースの確保 ② 泣き声への対応(専用スペースの確保等) ③ 子どものプレイルームや学習スペースの確保 ④ 子どもへの暴力等を防ぐための防犯の強化
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ① 認知症等への配慮 ② 生活不活発病(*)の予防、早期発見と対応 ③ オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応(男女別の専用スペースの確保等) ④ 高齢者が孤立しないようにコミュニケーションスペースの確保
障害者	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害の特性に配慮したスペースの確保 ② 視覚・聴覚・知的障害者など障害の特性に応じた情報伝達の対応(音声、文字情報、コミュニケーションボード等) ③ 福祉用具など障害ごとの個別ニーズの把握
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難場所標識の工夫(ピクトグラム、簡易な日本語等) ② 通訳ボランティアの確保 ③ 日本人との生活習慣の違いへの配慮
感染症患者等	<p>インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止するため、感染症患者等の専用スペースの確保</p>

(*) 体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気

発災時において、人の生命、身体を保護するために特に必要と認められる場合には、災害時要援護者名簿を各地域防災拠点に提供し、要援護者の安否確認、避難誘導、救出救助等に利用しま

3 福祉避難所の果たす役割

発災時に地域防災拠点や自宅での避難生活が困難な要援護者のための、二次的避難場所のことです。二次的避難所であることから、直接、避難することは原則できません。横浜市では社会福祉施設等と協定を締結して福祉避難所として位置づけており、発災時には地域防災拠点等での避難生活が難しい要援護者について、区役所が福祉避難所に受入れを要請します。



- ① 自宅が倒壊や火災による危険があるときは、地域防災拠点に避難します。
- ② 地域防災拠点では、それぞれ概ね3教室を要援護者のスペースとして確保することになっていますが、それでも避難生活が難しいと区役所の専門職（保健師など）が判断した要援護者については、区役所に連絡をします。
- ③ 区役所が福祉避難所に、要援護者受入れの要請をします。
- ④ 福祉避難所から区役所に受け入れの可否について、回答をもらいます。
- ⑤ 区役所から地域防災拠点に、受入れ可能な福祉避難所を連絡します。
- ⑥ 地域防災拠点から福祉避難所に移動します（施設への移動は、本人や家族による移動が原則です）。

（※）福祉避難所は、災害発生直後から必ず開設されるものではありません。

（※）福祉避難所の建物や職員も被災をする可能性があります。そのため、福祉避難所であっても、地域防災拠点と同様に周囲の避難者と協力をし、助け合いながら避難生活を送っていただくこととなります。

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】

1 趣旨

令和 7 年 12 月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」（令和 6 年 2 月ご説明）に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況をご報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 報告事項

負担軽減や活動支援策のうち、主な取組をご報告します。

※詳細は「別紙 1」をご覧ください。

課題	取組の方向性	取組状況
負担軽減 活動支援	業務量を軽減する取組	<u>生活福祉資金借入申込に必要な調査書の作成を、「原則」民生委員に要請しない運用に見直し。</u> (R7.1~)
	就労等により時間に制約がある方でも活動がしやすくなるための取組	活動報告書（これまで紙提出のみ）の電子申請システムでの提出を開始（モデル地区）。希望地区に展開予定。 定例会資料のホームページ掲載を開始（一部の区。欠席者への資料配布作業等を軽減。）。
	未経験の方でも安心して活動が始められるための取組	<u>前任者が経験を活かして、新任委員を一定期間サポートする仕組みの導入（R7.12~予定）。</u>
人材確保	自治会町内会が候補者を推薦しやすくするための取組	一斉改選に向けて、民生委員・児童委員をやってみませんか？と地域でお声がけいただく際のチラシを作成中。
推薦事務の改善		候補者が再任（年齢要件の特例による再任は除く）のみの地区推薦準備会は省略可に見直し。推薦手続き書類の簡素化も検討中。

担 当：健康福祉局地域支援課 村山
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メ ール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

	取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
<p>負担軽減・活動支援</p> <p>業務量の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ <p>負担感の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない 	<p>業務の見直し・効率化</p>	<p>・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化</p>	<p>報告事務等の簡素化・効率化の検討</p>	R7	1	R8からの簡素化に向け、一部の地区で負担軽減のための取組を試行実施
		<p>・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討</p>	<p>国・社協への要望 (例：活動報告書、事業計画書の簡略化等)</p>	R6	2	生活福祉資金の貸し付けにかかる調査書の作成について、国・県社協が「原則」作成を要請しない運用に見直し (R7.1~)
		<p>・報告書類のデジタル化 (アプリ化)</p>	<p>モデル地区での活動報告書のデジタル化 (電子申請) の実証、全区展開</p>	R7	3	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区で月報版の入力フォームを作成して運用中 ・日報版の入力フォームや集計用ツールを作成し、R7.12以降、導入を希望する地区に展開
		<p>・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化</p>	<p>モデル地区で導入、全区展開</p>	R7	4	<ul style="list-style-type: none"> ・市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定 ・一部の区で定例会資料を区のHPに掲載する運用を開始
	<p>補助人員を導入する</p>	<p>・協力員やサポーター制度の導入の検討</p>	<p>協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入</p>	R7	5	<ul style="list-style-type: none"> ・R7.12一斉改選に向け、協力員 (仮称)、バトンタッチサポーター (仮称) についての意見照会を実施 ・新任委員に対して前任者の経験を活かしたサポートをする仕組みの導入を予定 ・協力員制度については引き続き検討
		<p>・出席会議の整理</p>	<p>出席会議や各種依頼業務量の照会および削減</p>	R6	6	一部の区で、行政から出席を依頼する会議について、出席廃止を含む見直し・整理を実施 (R7~)
	<p>活動のサポート強化</p>	<p>・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施</p>	R7	7	市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定
		<p>・夜間休日のサポート方法の検討</p>	<p>区役所閉庁時における相談先の案内 (ホームページ掲載など) や事例集の充実の検討</p>	今後取組予定	8	一斉改選に向けて、「民生委員・児童委員、主任児童委員の手引」、「活動ガイドライン」の改訂及びホームページ掲載を検討中
	<p>地区民児協の運営支援</p>	<p>・委員同士の交流や情報交換の機会の検討</p> <p>・地区会長研修等の充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実</p>	R7	9	<ul style="list-style-type: none"> ・R7の地区会長研修に意見交換、グループワークを導入予定 ・一部の区で、活動に必要な情報を区職員が紹介する「民生委員向けの出前講座」を実施予定
		<p>・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討</p>	<p>個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討</p>	今後取組予定	10	検討中
	<p>地域との連携によるサポート強化</p>	<p>・地域全体での見守り推進 (隣近所、組長や班長との連携、情報共有) の検討</p>	<p>モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開</p>	R7	11	・モデル地区で「向こう三軒両隣」で協力し、民生委員だけに頼らないゆるやかな見守りの実施に向けて検討中
		<p>・活動費の増額</p>	<p>活動費の増額に向けた予算計上 R5 : 64,200円 ⇒ R6 : 70,200円</p>	R6	12	実施済
	<p>活動費等の見直し</p>	<p>・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討</p>	<p>会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討</p>	今後取組予定	13	検討中
		<p>活動と生活の明確な線引き</p>	<p>・民生委員の活動に関する広報の検討</p>	<p>早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実</p>	R6	14
	<p>・通信手段の検討</p>		<p>業務用携帯電話の導入などの検討</p>	今後取組予定	15	検討中

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
人材確保 広報の強化 ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	「民生委員は大変」というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6	16 ・広く民生委員を知ってもらう市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定 ・一斉改選に向けて、推薦していただく自治会町内会向けのチラシを18区共通ひな型として作成中
	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6	
人材確保 ・高齢化などで担い手が見つからない	担い手確保の仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討	今後取組予定	18 検討中
推薦事務の改善 推薦の負担軽減 ・再任者も新任者と同様の書類作成が必要	手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする	R7一斉改選	19 R7一斉改選に向けて要綱改正作業中
		・推薦時の様式の簡素化	様式の更なる簡素化	R7一斉改選	
	推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定	21 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(国)で、居住要件の緩和について議論されたが、困難等の意見が出され、「一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員が市外に転出後も引き続き活動することを令和7年中に可能とする」という対応方針が示されている

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

令和7年民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について

令和7年は7月に欠員補充を行います。該当する自治会・町内会におかれましては候補者の推薦をお願いいたします。

また、12月には任期満了に伴う一斉改選が予定されています。詳細につきましては、あらかじめ5月定例会でご説明いたしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 依頼事項

(1) 令和7年7月1日付け欠員補充 (該当地区のみ)

地区推薦準備会の開催時期→ 令和7年3月～4月

3月上旬までに該当の自治会・町内会長宛てに推薦依頼文(提出期限: 4月18日(金))を送付します。

(2) 令和7年12月1日付け一斉改選 (すべての地区)

地区(連合)推薦準備会の開催時期→ 令和7年6月～8月

民生委員・児童委員 … 地区推薦準備会

主任児童委員 … 連合地区推薦準備会

6月上旬にすべての自治会・町内会長宛てに推薦依頼文(提出期限: 8月下旬)を送付します。詳細は5月定例会でご案内させていただきます。

2 推薦準備会開催にあたっての留意事項

(1) (連合)地区推薦準備会推薦人の選出について、(連合)自治会町内会の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、(連合)地区推薦準備会が開催できないこととしておりますので、御留意ください。

(2) 候補者の選考にあたっては、資格要件、年齢要件、居住要件(資料4参照)が満たされていることを御確認ください。

3 添付資料

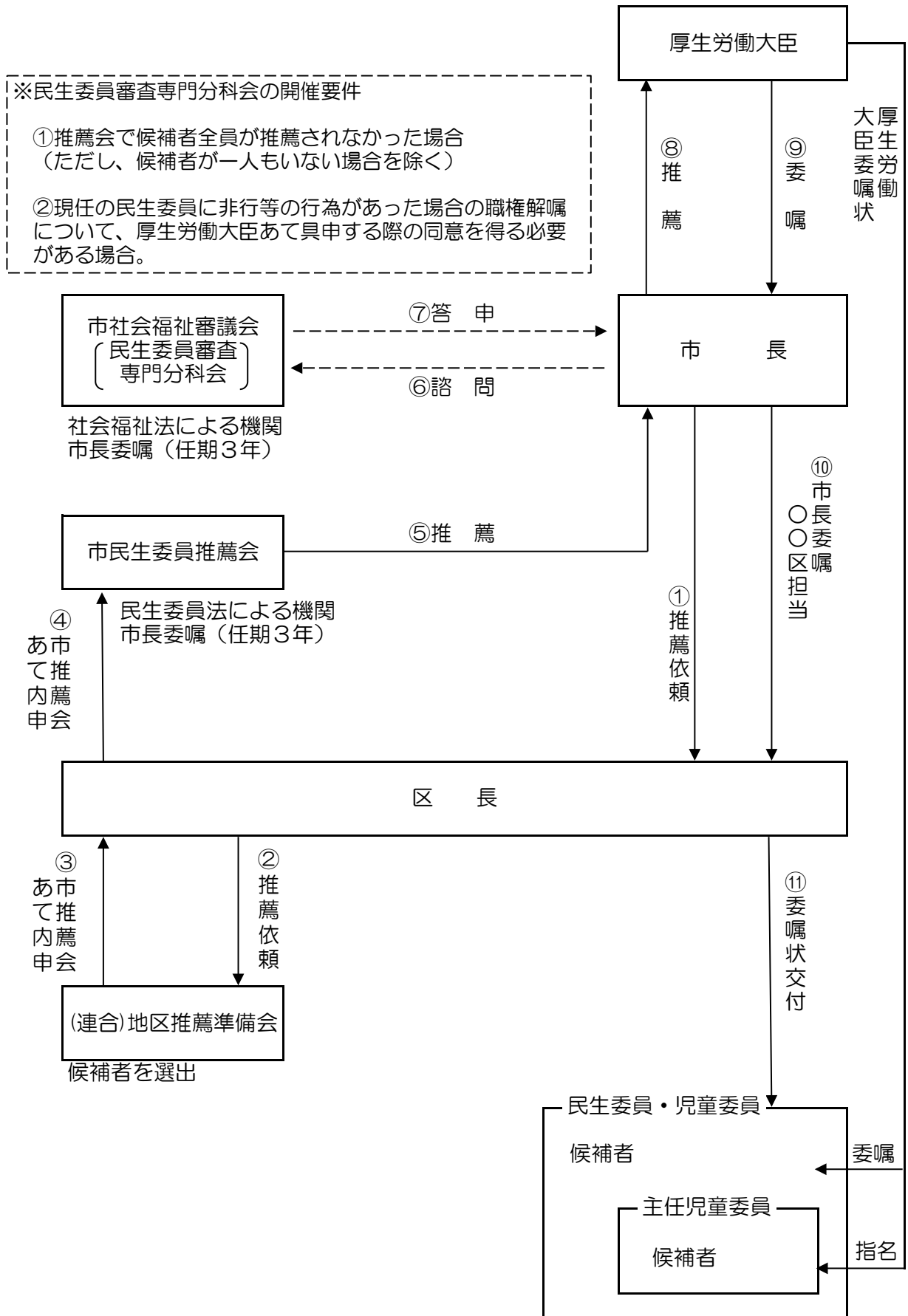
- ・ 令和7年民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程(資料1)
- ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦(委嘱)の手続図(資料2)
- ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動(資料3)
- ・ 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続(資料4)
- ・ 民生委員の活動紹介チラシ(資料5)
- ・ 民生委員・児童委員の年齢要件の特例について(参考)

担当：港北区役所福祉保健課 伊藤、清水
電話：540-2339 FAX：540-2368

令和 7 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 7 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 7 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期…令和 7 年 1 2 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
	中旬		
	下旬		
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	市連会協力依頼 区連会協力依頼
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	連合・地区へ推薦依頼
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
8 月	上旬		区より市推薦会に候補者内申
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬		市推薦会、市審査会開催
	中旬		
	下旬		
11 月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬		令和 7 年 12 月 1 日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につながります。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】 年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるため、年間 70,200 円（1 か月あたり 5,850 円）の活動費を、区役所から年 2 回に分けて支給しています。

【会費の負担】 年間<8,200>円（令和6年度）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

会費内訳(令和6年度の場合)

項目	金額(円)	
区・地区民児協活動費等の事業費	2,180	主に区・地区民児協の活動費に充当します。
市民児協互助事業会費	1,600	横浜市民児協互助特別会計に積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
市民児協周年事業 積立金	100	周年事業に向けて積み立てます。
全民児連会費	700	行う全国民生委員児童委員連合会の事業費とします。
全国互助共励会費	1,900	全民児連が所管する互助事業へ積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
関東ブロック民生委員児童 委員連合協議会会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会開催費用 に充当します。
横浜市社協会費	1,000	横浜市社協会員規程に基づく年会費
港北区社協会費	700	〇〇区社協会員規程に基づく年会費
合計	8,200	

※退任慰労金支給については、3年以上在任している必要があります。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和7(2025)年 4月1日		
③居住要件	<p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p>3年 令和7年(2025)年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

「履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。」

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。

「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

「会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。」

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
	4,214	886	3,037	3,923	530	22	459	481	4,744	908	3,496	4,404
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ヶ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	106	146	24	0	13	13	171	40	119	159

* 定数は令和6年12月1日現在

自治会町内会の皆様から地域の方へお声がけいただく際にご活用ください。

民生委員・児童委員、主任児童委員

担当する地域の中で、介護や子育てなど、住民の方の福祉に関わる悩みや困りごとの相談に乗り、地域ケアプラザや区役所など適切な機関につなぐ役割を担っています。



子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員が主任児童委員です。

日ごろの活動

- 見守り** 担当区域にお住まいの方の見守りや子どもたちへの声掛け
- 相談・情報提供** 困りごとの相談にのり、利用できる福祉サービス情報を案内します
- 地域のつなぎ役** 必要な福祉サービスが受けられるよう地域の専門機関につなぎます
- 交流の場づくり** 昼食会やサロンなど交流活動の運営・サポートに携わっています
- 行政の業務への協力** 区福祉保健センターなど関係機関の業務へ協力しています

地域・行政等との協力

- 地域の方と協力し地域情報を把握しながら活動します
- 地域ケアプラザ・区社会福祉協議会・区役所が活動をサポートします



見守り活動

民生委員児童委員協議会（民児協）

- 民生委員同士で民児協（地区・区・市）を組織し、活動に役立つ情報の共有や、活動の相談等を行っています
- 定例会や知識習得やスキル向上の研修を行っています



地域の親子の居場所
「子育てサロン」

身分と守秘義務

- 厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉のボランティア
- 任期は3年で、再任できます
- 住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があります

次のようなご相談は
役割ではありません

- ×身の回りの世話をしてほしい
- ×お金を貸してほしい
- ×子供を預かってほしい
- ×保証人になってほしい
- ×救急車へ同乗してほしい

活動費の支給と会費のご負担について

<活動費の支給> 年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

<会費のご負担> 年間<8,200>円(令和6年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会(市民児協)は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会(市社協)・区社会福祉協議会(区社協)でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

会費内訳(令和6年度の場合)

項目	金額(円)	
区・地区民児協活動費等の事業費	2,180	主に区・地区民児協の活動費に充当します。
市民児協互助事業会費	1,600	横浜市民児協互助特別会計に積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に切り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
市民児協周年事業積立金	100	周年事業に向けて積み立てます。
全民児連会費	700	行う全国民生委員児童委員連合会の事業費とします。
全国互助共励会費	1,900	全民児連が所管する互助事業へ積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に切り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
関東ブロック民生委員児童委員連合協議会会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会開催費用に充当します。
横浜市社協会費	1,000	横浜市社協会員規程に基づく年会費
港北区社協会費	700	港北区社協会員規程に基づく年会費
合計	8,200	

※退任慰労金支給については、3年以上在任している必要があります。

リーフレット

働きながら活動している、市内の民生委員・児童委員及び主任児童委員の方のインタビュー等を掲載しています。横浜市のホームページでも、ダウンロードできますので、ご覧ください。(検索:横浜市 民生委員)



担 当: 港北区役所福祉保健課運営企画係 連絡先: 540-2339



民生委員・児童委員の年齢要件の特例について (令和7年12月1日付一斉改選以降)

担い手確保が課題となっている中で、ご本人に意欲があり、自治会町内会長等の同意もあるなど、条件を満たす方には、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、次期（令和7年12月）一斉改選では、下記の通り民生委員・児童委員の年齢要件について、特例を設けることとします。

なお、年齢要件の特例は、本来の資格要件を満たす候補者の推薦が難しい場合、かつ、条件を全て満たす場合における、あくまでも「特例」です。

「特例」であることを十分にご認識いただき、やむを得ず特例で推薦する際は、継続して適任者を探して下さるようお願いいたします。

現行	変更後
<p>◆新任 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者</p>	<p>◆新任（変更なし） 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者。<u>ただし、選出が困難な場合は1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の者とすることができる。（条件あり）</u></p> <p><u>【条件】</u> 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。</p> <p>①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある</p> <p><u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u></p>

なお、主任児童委員の年齢要件については変更ありません。

年齢要件の特例は、再任の方に限った特例であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある一斉改選のみの運用です。

したがいまして、今回ご依頼しております令和7年7月の欠員補充は、現行の年齢要件での運用となりますのでご留意ください。

また、特例による再任の場合、推薦事務の改善における「地区推薦準備会の省略可能」には該当しません。

GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前シンポジウムの実施について【情報提供】

1 趣旨

開催 2 年前（3 月 19 日）を迎えるにあたり、GREEN×EXPO 2027 の意義を市民の皆様にご理解いただくため、シンポジウムを開催します。気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。是非ご参加ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 開催概要

(1) 日時

令和 7 年 3 月 9 日（日）15 時から 17 時まで（14 時半 開場予定）※参加費は無料です。

(2) 会場

関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

(3) 内容

ア テーマ

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

イ 登壇者

(ア) 開会挨拶

山中 竹春 横浜市長

(イ) 基調講演

吉高 まり氏 （公社）2027 年国際園芸博覧会協会 理事

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（株）フェロー（サステナビリティ）

(ウ) パネルディスカッション

・コーディネーター

吉高 まり氏

・パネリスト（順不同）

江守 正多氏 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

佐藤 留美氏 特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長

五十嵐 康之 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 担当理事

4 申込方法

ウェブページ（市電子申請・届出システム）または FAX によりお申し込みいただけます。

申込期間：2 月 12 日から 3 月 7 日 17 時まで

お申し込みは
こちらから→



脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担 当：佐藤、長門、晴山
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

2 YEARS TO GO

GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウム



GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トウクトウク

GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

©Expo 2027

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。

日時: 2025年(令和7年) **3月9日(日)** 15:00～17:00 (開場 14:30)
横浜市長挨拶 / 基調講演 / パネルディスカッション

会場: 関東学院大学 テンネー記念ホール 横浜市中区万代町 1-1-1

JR 京浜東北・根岸線 関内駅南出口より徒歩2分 / 横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅 1 番出口より徒歩4分

定員
500名
参加費無料
事前申込

基調講演

吉高まり氏

パネルディスカッション

吉高まり氏
江守正多氏
佐藤留美氏
五十嵐康之
(順不同)



[詳細はこちら]



講演・コーディネーター
吉高まり氏
公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会
理事
三菱UFJリサーチ&
コンサルティング株式会社
フェロー(サステナビリティ)



パネリスト
江守正多氏
東京大学
未来ビジョン研究センター
教授



パネリスト
佐藤留美氏
特定非営利活動法人
NPO birth
事務局長



パネリスト
五十嵐康之
横浜市 脱炭素・
GREEN×EXPO 推進局
担当理事

応募方法

1: web で申し込み



左記の二次元コードを
読み取り、専用サイトから
申し込みください。

2: FAX で申し込み 045-212-1223

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、
「3月9日シンポジウム申込」とご記入の上、送信ください。

申込締切 3月7日(金)17:00まで

※手話・筆記通訳をご希望の方は2月28日(金)までにお申し込みください。
※申込者多数により参加不可の場合は3月8日(土)までに連絡します。

※参加証はございません。 ※申し込みにあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

主催:横浜市

共催:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

お問い合わせ:脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

Tel:045-671-4627

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会
テーマ: 幸せを創る明日の風景
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)
開催期間: 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
クラス: A1(最上位クラス、AIPH承認・BIE認定)

自治会・町内会長 様

横浜市港北区長 竹下 幸紀
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和7年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和7年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和7年5月、8月、12月 令和8年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和8年1月号は、令和7年12月29日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和7年10月と令和8年3月)お支払いします。

※自治会町内会は、班等ごとではなく、自治会町内会ごとにお支払いします。

※地域振興課へ地域活動推進費の口座振替払依頼書をご提出いただく場合は、広報相談係への口座振替払依頼書の提出は不要です。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

港北区区政推進課広報相談係 Tel540-2222 FAX540-2227

配布担当者や部数等の変更連絡は、ウェブサイト(横浜市電子申請・届出システム)でもできます。



港北 広報 検索

または

※毎月10日までに御連絡いただければ、当月末(翌月分)の配布に間に合います。(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

※地域振興課への「現況届」の提出では、配布部数や配送先等の変更はできません。

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへ切替える場合がございます。自治会町内会で御相談の上、区役所広報相談係まで御相談ください。

(4) 令和7年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：港北区区政推進課広報相談係

Tel540-2222 FAX540-2227

政策経営局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

令和 7 年度からの港北区庁舎駐車場の指定管理者変更に伴う利用料金改定等について

令和 7 年度から、庁舎駐車場の指定管理者が、現在の日本パーキング株式会社からタイムズ 2 4 株式会社連合体に変更となります。

庁舎駐車場利用料金は、指定管理者からの提案のもと、近隣の民間駐車場等と同水準とすることとしており、4 月から以下のとおり変更になります。この変更は条例で定める料金の上限である、「30 分までごとに 300 円」の範囲内で行うものです。

指定管理者の変更に伴い、3 月から 4 月にかけて料金徴収機器等の入れ替え工事が発生します。

1 開庁時間帯の利用料金の改定

(1) 改定内容

現行料金	改定後
8 : 00 ~ 22 : 00 30 分 / 200 円	8 : 00 ~ 22 : 00 30 分 / 200 円
22 : 00 ~ 8 : 00 60 分 / 100 円	22 : 00 ~ 8 : 00 60 分 / 100 円
土・日・祝日当日最大料金 900 円 (24 時切替)	土・日・祝日当日最大料金 <u>1,200 円</u> (24 時切替)

(2) 改定理由

休日最大料金を周辺駐車場相場に合わせるため。

2 利用料金の減免

区役所に諸手続きや相談、乳幼児健診等で来庁された方等には、従来通り利用料金の減免を行います。

3 料金徴収機器等の入れ替え工事期間

令和 7 年 3 月 ~ 4 月 (具体的な日程について事業者と調整中)

※開庁時間内は整理員を配置することにより、来庁者へのご案内を丁寧に行います。

4 利用者への広報

利用料金の変更や工事日程等について、3 月上旬から区庁舎や駐車場内に掲示し、周知します。併せて、区ウェブサイトや広報よこはま各区版 3 月号で周知を図ります。

【問い合わせ先】

市民局地域施設課 細谷、相澤

TEL : 671-2086 FAX : 664-5295

E-mail : sh-chiiki@city.yokohama.lg.jp

令和7年国勢調査 調査員推薦のお願い

10

日ごろから、市政・区政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき5年ごとに実施される我が国の最も基本的かつ重要な調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、ご多用のところ恐縮に存じますが、本調査の重要性をご理解いただき、実施について特段のご配慮とご協力をお願いしますとともに、国勢調査員として適任の方をご推薦くださるようお願い申し上げます。

1 調査員数

港北区全体で約1,400名となる見込みです。基本として、調査員一人あたり2又は3調査区(約100～150世帯程度)をご依頼します。

2 調査員の業務内容・これまでの調査からの主な変更点

1 調査員説明会に参加

2 担当している地域の確認

3 調査についての説明と調査書類の配布

4 回答確認リーフレットの配布と調査票の回収

5 調査票の整理と提出

前回は、新型コロナウイルス感染拡大防止として、ポスティングでの調査書類の配布を行っていましたが、今回は従来通り対面での説明による調査書類の配布を行います。

大半がインターネット又は郵送回答であるため、調査員による調査票回収の作業はほとんどありません。

(1) 調査書類の配布方法の変更

令和2年国勢調査では、新型コロナウイルス感染拡大防止として、調査書類のポスティング配布等非接触型の調査方法を採用していましたが、今回は対面での調査書類の配布を行います。

(2) 調査書類配布時の不在世帯対応の改善

従来の調査方法では、調査書類配布時の不在世帯には再度訪問し、それでも対面できない場合は調査書類を郵便受けに入れるなどして配布していましたが、今回の調査では、世帯に対面することが難しいと見込まれる場合には、世帯の方の居住確認が行えた時点で郵便受けに入れることができます。

3 調査員事務日程(予定)

9月上旬～9月中旬	調査員説明会への出席(開催日時は7月頃に各調査員に通知します)
説明会后～9月19日	担当調査区の範囲確認、調査書類配布準備等
9月20日～30日	インターネット回答用ID及び調査票(紙)の配布
10月1日～3日	『回答確認リーフレット』の配布
10月1日～8日	調査票(紙)の回収(回収を約束した世帯のみ)
10月中旬～下旬	調査書類の区役所提出、『督促状』の配布(未回答世帯がある場合のみ)

4 調査員報酬(予定)

調査員報酬は令和7年12月頃にご指定の金融機関口座に振り込ませていただく予定です。

- ・1調査区(約50世帯)で42,000円程度
- ・2調査区(約100世帯)で78,000円程度
- ・3調査区(約150世帯)で110,000円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

※前回に比べて報酬は増額となる見込みです。

5 調査員の身分

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の一般職国家公務員です。

任命期間は9月1日から10月31日の2か月間となる予定です。

6 調査員説明会について

調査員の方を対象として、業務内容に関する説明会を実施します。説明会の日程や会場等は7月頃に各調査員あてに郵送にてお知らせいたします。

7 広報について


調査員の皆様が調査を円滑に進めることが出来るよう、国や県が行う国勢調査に関する広報以外にも、広報よこはま港北区版やホームページ等、区独自で広報を行い、国勢調査の周知を強化します。

8 調査員推薦に関する今後の予定

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 2月20日 | 区連会において、地区連合町内会へ御依頼 |
| 3月3日 | 区役所から自治会町内会長へ依頼文及び調査員推薦関係書類を送付 |
| 3月～ | 各自治会・町内会にて調査員の選定、「調査員就任承諾書」の収集 |
| 4月21日 | 「調査員推薦名簿」「調査員就任承諾書」の区役所への提出期限(郵送) |

(参考)調査結果(人口速報集計)の公表は、令和8年2月頃の予定です。

ご不明な点などございましたら、港北区役所(統計選挙係)までご連絡ください。

 045-540-2213～2215

 ko-toukeisenkyo@city.yokohama.lg.jp

はじまります! 国勢調査

インターネット回答で
かんたん便利に!



調査期日

2025年
10月1日

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です!

5年に一度、全員参加の統計調査



国勢調査 2025



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村



令和7年10月1日に 国勢調査を実施します

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な調査です。

国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、日本に住むすべての人と世帯に漏れなく、正確な回答をしていただく必要があります。

令和7年国勢調査へのご協力をお願いします。

国勢調査ってどんな調査？

- ・国勢調査は、5年に一度実施する最も重要な統計調査です。
- ・日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。

＼ 単身世帯の方も！ /

すべての人と
世帯が
対象なんだ！



一人暮らしの
大学生も
対象なんだ！



新生児も
対象なんだ！



日本に住む
外国人も
対象なんだ！



＼ 日本に住む外国人の方も！ /

結果は何に使われるの？

調査の結果は、さまざまな行政施策の基礎データとして利用されます。

調査の結果は、我が国の人口の基本となる法定人口として、選挙区の区割りや地方交付税の算定の基準などに利用されます。また、男女・年齢別人口、昼間人口、世帯構成(高齢者のいる世帯など)、産業別の人口などの統計は、国や地方公共団体の社会福祉、雇用、環境整備、災害対策などをはじめとして、あらゆる施策の基礎データとして利用されます。民間企業等においても、さまざまな分野で幅広く活用されています。

子育て支援にも
利用されているのね。



少子高齢社会の実態も
わかるのね。



地震や大雨の時の避難所をつくるにも、
正確なデータが必要なんです！



新しくコンビニをつくる時にも、
データを活用しています！



どうやって回答するの？

インターネット回答のほか、調査票を郵送又は調査員に提出する方法により回答を行います。
※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。



スマホで
かんたん！



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



R7 地区別 国勢調査員依頼関連データ

番号	団体名	R7 調査区数	R7 調査員数	R2 依頼調査区数	R2 依頼調査員数
1	日吉地区連合町内会	711	301	680	290
2	綱島地区連合町会	415	178	397	175
3	大曽根地区連合町会	94	42	94	44
4	樽町地区連合町会	149	65	145	65
5	菊名地区連合町会	469	211	438	202
6	師岡地区連合町会	82	38	80	39
7	大倉山地区連合町会	227	97	230	99
8	篠原地区連合町会	328	147	318	148
9	城郷地区連合町会	201	78	197	77
10	新羽地区連合町会	125	51	122	50
11	新吉田地区連合町会	169	64	163	62
12	あすなろ地区連合町会	52	24	52	24
13	高田地区連合町会	149	53	144	52
	未加入自治会(8町会)	17	10	15	9
合計		3188	1359	3075	1336

※上記数字は現在の予定数であり、変更の可能性があります。

1 日吉地区連合町内会

番号	自治会 町内会番号	団体名	R07 調査区数	R07 調査員数	R07 3調査区 調査員数	R02 調査区数	R02 調査員数
1	1	日吉本町東町内会	98	46	6	99	46
2	2	日吉本町西町会	116	50	16	112	50
3	3	日吉町自治会	113	48	19	109	47
4	4	日吉台町内会	8	4	0	8	4
5	5	日吉町宮前自治会	106	46	14	101	45
6	6	常盤会自治会	8	4	0	8	4
7	7	下田町自治会	98	38	22	99	38
8	8	サンヴァリエ日吉自治会	15	7	1	15	7
9	9	コンフォール南日吉自治会	32	14	4	32	14
10	10	箕輪町町内会	89	32	26	86	31
11	11	日吉第7コーポ自治会	8	3	2	8	3
12	13	ブラウドシティ日吉・オウカス日吉居住者自治部会	20	9	3	-	-

合計

711 301 113 677 289

※上記数字は現在の予定数であり、変更の可能性がります。

2 網島地区連合町内会

番号	自治会 町内会番号	団体名	R07 調査区数	R07 調査員数	R07 3調査区 調査員数	R02 調査区数	R02 調査員数
1	17	網島温泉町自治会	27	11	5	27	11
2	18	網島中町自治会	28	12	4	23	10
3	19	網島東町自治会	89	41	8	86	41
4	20	網島東親和会	32	12	8	28	11
5	21	網島中央町会	47	20	7	47	20
6	22	網島上町自治会	101	44	13	100	44
7	23	網島親友会	17	6	5	14	6
8	24	網島西広町自治会	8	3	2	8	3
9	25	網和会	10	4	2	10	4
10	26	北網島自治会	9	4	1	9	4
11	27	網島住宅自治会	2	1	0	2	1
12	28	網島本町自治会	17	7	3	15	7
13	29	グリーンサラウンドシティ自治会	19	9	1	19	9
14	30	新吉会	9	4	1	9	4

合計

415 178 60 397 175

※上記数字は現在の予定数であり、変更の可能性があります。

3 大曽根地区連合町内会

番号	自治会 町内会番号	団体名	R07 調査区数	R07 調査員数	R07 3調査区 調査員数	R02 調査区数	R02 調査員数
1	31	大曽根上本町会	8	4	0	8	4
2	32	大曽根連合町内会 菰西会	2	1	0	2	1
3	33	真菰会	3	2	0	3	2
4	34	大曽根中町会	4	2	0	4	2
5	35	中央懇話会	6	2	2	6	2
6	36	大曽根親交会	6	2	2	6	2
7	37	大曽根六地区町会	6	2	2	6	2
8	38	翼会	1	1	0	1	1
9	39	大曽根上町会	12	6	0	12	6
10	41	親和会	3	1	1	2	1
11	42	大曽根東会	5	2	1	5	2
12	43	大曽根本町町会	4	2	0	3	2
13	45	大曽根連合会 大友会	5	2	1	5	2
14	46	大曽根新生会	1	1	0	1	1
15	47	大曽根連合会 桃友会	1	1	0	1	1
16	48	盟友会	3	1	1	3	1
17	49	大曽根北部自治会	7	3	1	7	3
18	50	大曽根南台町内会	3	1	1	2	1
19	51	大曽根自治連合 あげぼの会	6	2	2	9	4
20	52	ガーデンズ会	6	3	0	6	3
21	53	ドレッセ大倉山自治会	2	1	0	2	1

合計

94 42 14 94 44

※上記数字は現在の予定数であり、変更の可能性があります。

4 樽町地区連合町内会

番号	自治会 町内会番号	団体名	R07 調査区数	R07 調査員数	R07 3調査区 調査員数	R02 調査区数	R02 調査員数
1	54	樽町町内会	92	42	9	92	42
2	55	樽町第一親和会	18	7	4	14	6
3	56	樽町第二親和会	7	3	1	7	3
4	57	樽町第三親和会	6	2	2	6	2
5	58	大倉山自治会	8	3	2	8	3
6	59	琵琶畑自治会	8	4	0	8	4
7	60	樽町サンハイツ自治会	2	1	0	2	1
8	61	ガーデンコート自治会	2	1	0	2	1
9	62	パークシティ綱島自治会	6	2	2	6	3
合計			149	65	20	145	65

※上記数字は現在の予定数であり、変更の可能性があります。

5 菊名地区連合町内会

番号	自治会 町内会番号	団体名	R07 調査区数	R07 調査員数	R07 3調査区 調査員数	R02 調査区数	R02 調査員数
1	63	大倉山喜久和会	8	3	2	8	3
2	64	菊名北町町内会	87	40	7	86	40
3	65	錦が丘町内会	20	10	0	20	10
4	66	表谷町内会	61	27	7	61	27
5	67	泉ヶ丘町内会	3	1	1	3	2
6	68	大豆戸町内会	119	54	11	109	51
7	69	ふじ町内会	4	2	0	4	2
8	70	大倉山ハイム町内会	12	6	0	12	6
9	71	新横浜町内会	72	32	9	64	29
10	72	新横浜自治会	83	36	11	71	32
合計			469	211	48	438	202

※上記数字は現在の予定数であり、変更の可能性があります。

6 師岡地区連合町内会

番号	自治会 町内会番号	団体名	R07 調査区数	R07 調査員数	R07 3調査区 調査員数	R02 調査区数	R02 調査員数
1	74	師岡打越町内会	22	10	2	21	11
2	75	師岡南町内会	23	11	1	23	11
3	76	師岡仲町内会	11	5	1	10	5
4	77	師岡表谷町内会	26	12	2	26	12
合計			82	38	6	80	39

※上記数字は現在の予定数であり、変更の可能性があります。

7 大倉山地区連合町内会

番号	自治会 町内会番号	団体名	R07 調査区数	R07 調査員数	R07 3調査区 調査員数	R02 調査区数	R02 調査員数
1	78	市之坪町会	33	13	7	32	12
2	79	太尾中町会	17	6	5	17	6
3	80	太尾宮前町会	40	17	7	40	17
4	81	大倉山神明町会	14	6	2	14	6
5	82	太尾下町会	9	4	1	9	5
6	83	太尾南町会	37	15	7	37	15
7	84	太尾西町会	19	9	1	18	9
8	85	大倉山明和会	12	6	2	12	6
9	86	大倉山白樺会	13	6	1	13	6
10	87	太尾親和町会	11	5	1	11	5
11	88	大倉山コーポラス自治会	2	1	0	2	1
12	89	大倉山第二コーポラス自治会	5	2	1	5	2
13	90	秀和大倉山レジデンス自治会	3	1	1	3	1
14	91	ライオンズマンション大倉山自治会	4	2	0	4	2
15	93	大倉山ハイム自治会	7	3	1	7	3
16	94	コスモサンディックレジデンス大倉山自治会	1	1	0	1	1

合計

227 97 37 225 97

※上記数字は現在の予定数であり、変更の可能性があります。

8 篠原地区連合町内会

番号	自治会 町内会番号	団体名	R07 調査区数	R07 調査員数	R07 3調査区 調査員数	R02 調査区数	R02 調査員数
1	96	菊名南町自治会	45	18	9	43	18
2	97	富士塚自治会	36	17	2	34	17
3	98	篠原町自治会	65	33	0	63	32
4	99	篠原西町自治会	32	12	8	30	14
5	100	仲手原自治会	56	23	10	56	23
6	101	仲手原南自治会	10	5	0	10	5
7	102	篠原台町自治会	25	12	1	26	12
8	103	篠原コーポラス自治会	8	3	2	8	4
9	104	篠原東自治会	48	22	4	45	21
10	105	篠原町グリーンコーポ自治会	3	2	0	3	2
合計			328	147	36	318	148

※上記数字は現在の予定数であり、変更の可能性があります。

9 城郷地区連合町内会

番号	自治会 町内会番号	団体名	R07 調査区数	R07 調査員数	R07 3調査区 調査員数	R02 調査区数	R02 調査員数
1	106	小机大堀町内会	49	19	11	48	18
2	107	小机堀崎町内会	6	3	0	6	3
3	108	小机土井町内会	18	9	0	18	9
4	109	小机宿根町内会	6	3	0	6	3
5	110	小机矢之根町内会	3	1	1	3	1
6	111	小机愛宕町内会	8	3	2	8	3
7	112	小机東町内会	8	3	2	7	3
8	113	鳥山町自治会	66	23	20	65	23
9	114	岸根町町内会	37	14	9	36	14
合計			201	78	45	197	77

※上記数字は現在の予定数であり、変更の可能性があります。

10 新羽地区連合町内会

番号	自治会 町内会番号	団体名	R07 調査区数	R07 調査員数	R07 3調査区 調査員数	R02 調査区数	R02 調査員数
1	115	新羽町町内会	17	7	3	16	7
2	116	新羽町・中之久保町内会	15	6	3	15	6
3	117	新羽町南町内会	34	13	8	33	13
4	118	新羽町中央町内会	18	7	4	17	6
5	119	新羽町大竹町内会	4	2	0	4	2
6	120	北新羽町内会	15	7	2	15	7
7	121	新羽町自治会	16	6	4	16	6
8	122	クリオ新横浜北自治会	6	3	0	6	3
合計			125	51	24	122	50

※上記数字は現在の予定数であり、変更の可能性あります。

11 新吉田地区連合町内会

番号	自治会 町内会番号	団体名	R07 調査区数	R07 調査員数	R07 3調査区 調査員数	R02 調査区数	R02 調査員数
1	123	新吉田本町町内会	30	11	8	29	11
2	124	新吉田第二町内会	17	6	5	17	6
3	125	新吉田町会	48	17	14	44	15
4	126	新吉田北部町内会	8	4	0	8	4
5	127	吉住会	5	2	1	5	2
6	128	新吉田南町会	7	3	2	7	3
7	129	新吉田東町会	13	5	4	13	5
8	130	新吉田西部町内会	7	3	1	7	3
9	131	新吉田第四自治会	7	3	2	7	3
10	132	新吉田中央町内会	11	4	3	11	4
11	133	新吉田新生町内会	14	5	4	13	5
12	134	新吉田町綱島ハイム町内会	2	1	0	2	1
合計			169	64	44	163	62

※上記数字は現在の予定数であり、変更の可能性があります。

12 あすなろ地区連合町内会

番号	自治会 町内会番号	団体名	R07 調査区数	R07 調査員数	R07 3調査区 調査員数	R02 調査区数	R02 調査員数
1	135	新吉田第一町内会	16	8	2	16	8
2	136	新和会	10	4	2	10	4
3	137	新吉田自治会	6	3	0	6	3
4	138	新吉田いつな町内会	8	4	0	8	4
5	139	グリーンコーポ綱島自治会	2	1	0	2	1
6	140	ライネスハイム綱島町内会	2	1	0	2	1
7	141	綱島パーク・ホームズ自治会	2	1	0	2	1
8	142	イトーピア綱島コンドミニアム自治会	3	1	1	3	1
9	143	フォルム綱島クレストワーズ自治会	3	1	1	3	1
合計			52	24	6	52	24

※上記数字は現在の予定数であり、変更の可能性があります。

13 高田地区連合町内会

番号	自治会 町内会番号	団体名	R07 調査区数	R07 調査員数	R07 3調査区 調査員数	R02 調査区数	R02 調査員数
1	144	高田町内会	95	33	29	93	32
2	145	高田町住宅自治会	3	1	1	3	1
3	146	高田町住宅親交会	11	4	3	11	4
4	147	高田東町会	8	3	2	8	3
5	148	高田町親和会	8	3	2	7	3
6	149	高田中央町内会	18	6	6	16	6
7	150	自治会しらすか	1	1	0	1	1
8	151	高田西原自治会	5	2	1	5	2
合計			149	53	44	144	52

※上記数字は現在の予定数であり、変更の可能性があります。

99 連合未加入

番号	自治会 町内会番号	団体名	R07 調査区数	R07 調査員数	R07 3調査区 調査員数	R02 調査区数	R02 調査員数
1	13	日吉第三コーポ自治会	4	2	0	4	2
2	14	日吉第五コーポ本館自治会	1	1	0	1	1
3	15	日吉第五コーポ別館自治会	2	1	0	2	1
4	16	キャッスル日吉自治会	1	1	0	1	1
5	40	大曽根みのり会	1	1	0	1	1
6	44	大曽根睦会	2	1	0	2	1
7	73	アデニウム新横浜自治会	4	2	0	4	2
8	93	コスモ大倉山自治会	2	1	0	2	1
合計			17	10	0	17	10

※上記数字は現在の予定数であり、変更の可能性があります。

令和7年3月3日

(自治会・町内会会長) 様

令和7年国勢調査 調査員推薦のお願い

日ごろから、市政・区政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき5年ごとに実施される我が国の最も基本的かつ重要な調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、ご多用のところ恐縮に存じますが、本調査の重要性をご理解いただき、実施について特段のご配慮とご協力をお願いいたしますとともに、国勢調査員として適任の方をご推薦くださるようお願い申し上げます。

1 推薦依頼数

・調査区数 ____ 調査区分(1調査区 40～70 世帯程度【調査区域は別添の地図を御覧ください】)

・調査員数 ____ 人(うち3調査区分をご担当いただく調査員数 ____ 人)

※ご依頼する地域は、別添の調査区地図で赤い線で囲んだ範囲になります。調査区番号同士を青色の線で囲み結んでいる範囲が、一人の調査員の方に担当いただきたい調査区となります。

※一人の方が受け持つ調査区の組合せの変更や、調査員数を増やして一人当たりの受け持ち調査区数を減らす等のご希望がありましたら区役所までご連絡ください。

2 提出書類

同封した返信用封筒(レターパック)をご利用いただき、「国勢調査 調査員就任承諾書」と「調査員推薦名簿」を4月21日(月)までにご提出ください。

3 留意事項

ご推薦に当たりましては、調査の正確性の確保とプライバシー保護のため、次のことに留意ください。

- (1) 責任を持ってご自身で調査員の事務を遂行できる方、
- (2) 原則として20歳以上の方(令和7年9月1日)
- (3) 秘密の保護に信頼をおける方、
- (4) 選挙・警察に直接関係のない方
- (5) 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

4 調査員報酬

調査員報酬は令和7年12月頃にご指定の金融機関口座に振り込ませていただく予定です。

- ・1調査区(約50世帯)で42,000円程度
- ・2調査区(約100世帯)で78,000円程度
- ・3調査区(約150世帯)で110,000円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

※前回に比べて報酬は増額となる見込みです。

裏面あり

5 調査員事務日程(予定)

9月上旬～9月中旬	調査員説明会への出席(開催日時は7月頃に各調査員に通知します)
説明会后～9月19日	担当調査区の範囲確認、調査書類配布準備等
9月20日～30日	インターネット回答用ID及び調査票(紙)の配布
10月1日～3日	『回答確認リーフレット』の配布
10月1日～8日	調査票(紙)の回収(回収を約束した世帯のみ)
10月中旬～下旬	調査書類の区役所提出、『督促状』の配布(未回答世帯がある場合のみ)

6 調査員の身分

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の一般職国家公務員です。
任命期間は9月1日から10月31日の2か月間となる予定です。

7 調査員説明会について

調査員の方を対象として、業務内容に関する説明会を実施します。説明会の日程や会場等は7月頃に各調査員あてに郵送にてお知らせいたします。

8 その他

- (1) 調査世帯に配布する調査票等の物品については、8月～9月頃に調査員のご自宅に配送予定です。
- (2) 貴自治会・町内会に加入されていない区域が調査区に含まれる場合がございますが、ご了承ください。
- (3) ご依頼した調査員数の推薦が難しい場合は、区役所までご連絡ください。

9 送付書類(★の書類のご提出をお願いいたします。)

- (1) **調査区地図**(各自治会・町内会の区域の住宅地図を張り合わせたものです)
- (2) **調査区地図の記載内容について**((1)調査区地図の見方を説明した資料です)
- (3) **★ 調査員推薦名簿**(ご推薦される方の氏名を記載いただき、区役所にご提出ください)
- (4) **調査員就任のお願い**(調査員をお引き受けいただいた方全員にお渡しください)
- (5) **★ 調査員就任承諾書**(調査員をお引き受けいただいた方に記載いただき、区役所にご提出ください)
※(4)と(5)については、ご依頼する調査員数分に加えて予備分2枚を同封いたします。
- (6) **レターパックライト**(「(3)調査員推薦名簿」、「(5)調査員就任承諾書」の区役所への提出にご利用ください)

参考:今回の国勢調の調査員事務における主な変更点

- (1) 調査書類の配布方法の変更
令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、調査書類のポスティング配布等非接触型の調査方法を採用していましたが、今回は対面での調査書類の配布を行います。
- (2) 調査書類配布時の不在世帯対応の改善
従来の調査方法では、調査書類配布時の不在世帯には再度訪問し、それでも対面することが難しい場合は調査書類を郵便受けに入れるなどして配布することとしておりましたが、今回の調査では、世帯に対面することが難しいと見込まれる場合には、世帯の方の居住確認が行えた時点で郵便受けに入れることができます。

問合せ先 港北区役所総務課統計選挙係

電話:045-540-2213 ~ 2215

FAX :045-540-2209

ko-toukeisenkyo@city.yokohama.lg.jp

(担当:岡村、關)

調査区地図の記載内容について

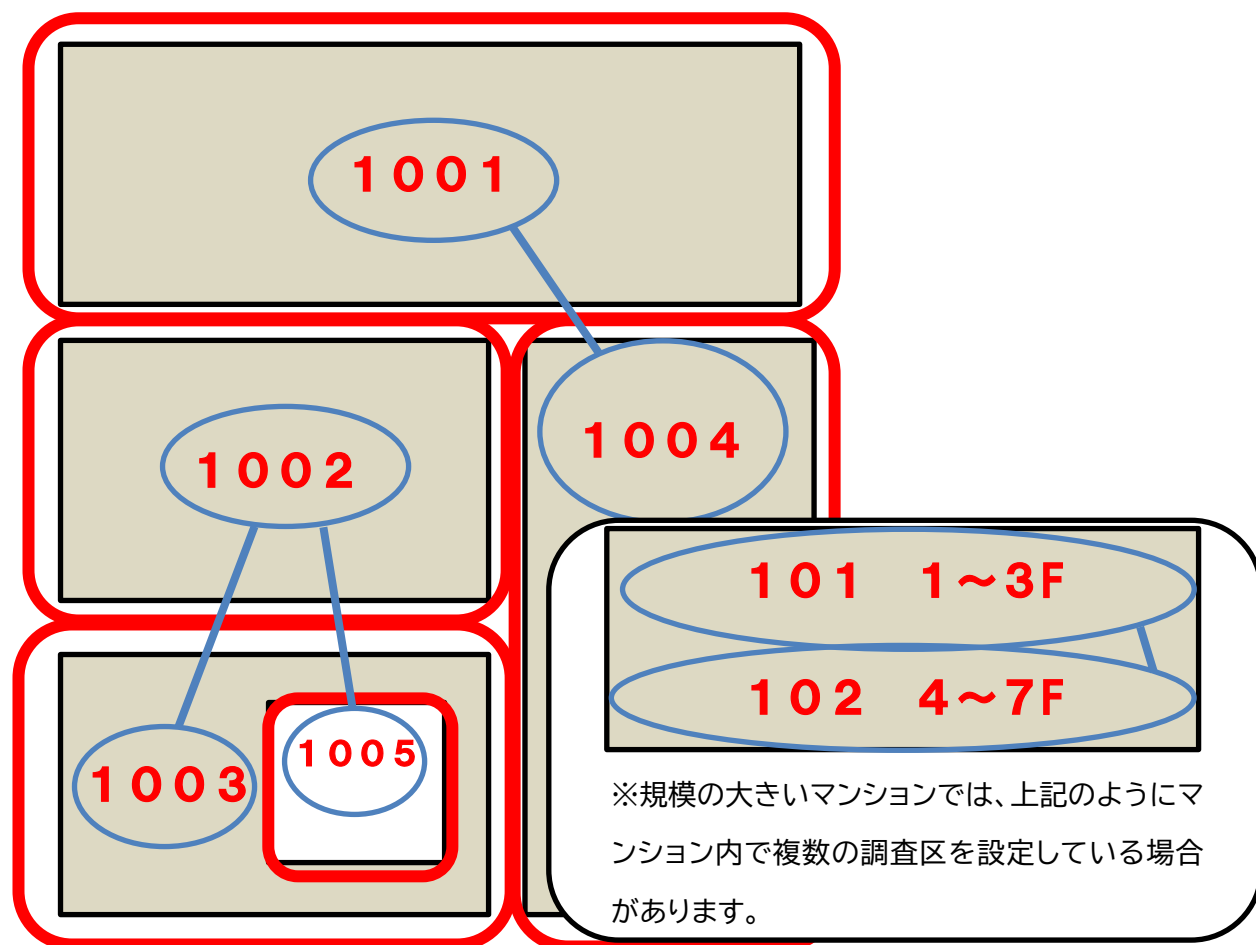
- 1 調査員推薦をお願いする調査区域の地図として、下図のように送付いたします。
※実際には、住宅地図を張り合わせた地図で、各建物に名称が入っております。
- 2 調査区区域を赤い線で区切り、中に番号を記載しています。これが調査区番号です。
- 3 青色の線でつながれた番号の調査区同士については、お一人の調査員で御担当いただきたい区域です。

(例)下図の場合

「1001」と「1004」の調査区を1人の調査員が担当

「1002」と「1003」と「1005」の3つの調査区を1人の調査員が担当

となり、計2名の調査員の御推薦をお願いいたします。



※一部の自治会町内会には赤字で×印がつけられた調査区がありますが、そちらについては調査員推薦は不要です。

令和7年国勢調査 調査員就任のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の各方面にわたりまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、本年 10 月1日現在をもって国勢調査が実施されます。国勢調査は、我が国の最も大規模な統計調査で、大正9年以来5年ごとに実施されており、今回で 22 回目に当たります。この調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として広く活用されています。

《調査員の主な仕事》

任命期間: 令和7年9月1日から令和7年 10 月 31 日まで

- ① 9月上旬～9月中旬 調査員事務説明会への出席 ※区役所から指定された日
- ② 説明会后～9月19日(金) 調査区域の世帯の居住状況確認
- ③ 9月20日(土)～30日(火) インターネット回答用ID及び調査票の配布
- ④ 10月1日(水)～3日(金) 『回答確認リーフレット』の配布
- ⑤ 10月1日(水)～8日(水) 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ
- ⑥ 10月中旬～下旬 調査書類の区役所提出及び調査票未提出世帯への督促
※区役所から指定された日

《インターネット回答用 ID 及び調査票の配布について》

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法(※)にすることが総務省から示されています。対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成 27 年以前の調査方法: 不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

《調査員の就任要件》①～⑤にすべてに当てはまる方

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- ②原則として 20 歳以上の方(令和7年9月1日時点)
- ③秘密の保護に信頼をおける方
- ④選挙・警察に直接関係のない方
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

その他詳細につきましては、調査員事務説明会の折にお伝えすることになりますが、国勢調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。御承諾いただけましたら、『令和7年国勢調査 調査員就任承諾書』に御記入、写真を貼付のうえ、自治会・町内会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、就任承諾書で収集する氏名、電話番号等の個人情報、「個人情報保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い、源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

令和7年3月

問合せ先 港北区役所総務課統計選挙係 電話 540-2215

令和7年国勢調査 調査員就任承諾書

令和7年国勢調査員の就任を承諾します。

また、下記『調査員の就任要件』をすべて満たしていることを確認しました。

令和7年 月 日

ふりがな		性別
氏名		
住所	横浜市 港北区	
生年月日	西暦・昭和・平成 年 月 日生 (歳)	
連絡先 ※普段お使いの電話番号をどちらかにご記入ください。	電話 (自宅)	— —
	※携帯	— —
自治会・町内会名		
担当する調査区番号		
国勢調査員経験の有無	有 (回) ・ 無	

【調査員証用写真貼付場所】

縦4cm×横3cm

この写真で調査員証を作成し、説明会でお渡しします。

- 写真は6か月以内に撮影した
・無帽
・正面向き
・胸部以上
のものです。
- すでにお持ちの写真でも上記の体裁・サイズであれば構いません。
- 写真の裏面に氏名を記入してください。

(注) 就任承諾書に記入いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません

<国勢調査に関する調査員事務説明会について>

9月上～中旬に御出席いただく調査員事務説明会について、御都合のよい時間帯を○で囲んでください。

平日昼間 ・ 平日夜間 ・ 土曜日や日曜日

調査員事務説明会の日程が決まりましたら御通知いたしますが、御希望には添えない場合がありますので御容赦ください。

<横浜市職員（再任用職員及び会計年度任用職員を含む）として従事している方へ>

従事している「所属」を以下に御記入ください。

別途、兼職手続について御連絡いたします。

所属	局・区	課
----	-----	---

<<調査員の就任要件>>

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方、
- ②原則20歳以上の方（令和7年9月1日時点）、
- ③秘密の保護に信頼をおける方、
- ④選挙・警察に直接関係のない方、
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 () 内：問合せ先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 20 万円</u> ※資料 1 参照	4～10 月末 事務委託事業者	3 月市連会・区連会 （4 月以降事務委託事業者へ。それまでは市民局地域防犯支援課、区地域振興課）
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 21 万→28 万円</u>	4～7 月末 区地域振興課	3 月市連会・区連会 （区地域振興課）
上限額引き上げ (単位自治会町内会への補助のみ) 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。 <u>上限額 700 円→900 円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6 月 区地域振興課	3 月市連会・区連会 （区地域振興課）
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率 2/3、上限あり ※資料 2 参照	4～9 月末 事務委託事業者	3 月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200 円（年、定額）	4～6 月 区地域振興課	3 月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、7 年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。補助率 1/2、上限：新築・購入 1500 万円（1 m ² あたり 12.5 万円を限度）、修繕 250 万円等	※8 年度整備に向けた事前申出 4～6 月 区地域振興課	4 月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1 世帯 160 円）	4～6 月（予定） 区総務課	4 月区連会 （区総務課）

※LED 防犯灯設置維持管理事業：自治会町内会等の申請により 300 灯（電柱共架型）の新設

（申請時期：4～5 月末、窓口・問合せ先：区地域振興課、3 月に案内）

※令和 7 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 制度概要

1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

ついては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取組みを通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

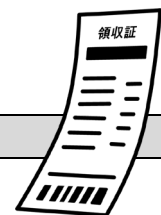
4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの

5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）

◆1団体につき、申請は1回です。



6 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> 青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用 地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入
②防犯啓発グッズの作成・購入	<ul style="list-style-type: none"> 防犯啓発用のぼり旗の購入 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入 防犯啓発チラシの作成
③センサーライト等の灯りの整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
④その他防犯設備機器の整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
⑤防犯講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用 講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入
⑥その他、上記に該当しない防犯に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> 迷惑電話防止装置を見守りの必要な方に貸与 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

7 補助対象外事業

- 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみ防犯対策に留まるもの
- 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

8 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

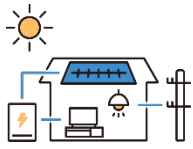
9 手続の流れ（下線部：申請団体が実施）

- (1) 団体内の意思決定
- (2) 事業（取組）の実施、支払い等：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (3) 交付申請兼実績報告の提出：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (4) 交付決定兼交付額確定の通知
- (5) 補助金請求書の提出：令和7年12月26日（金）まで
- (6) 補助金の振込

10 よくある質問

	質 問	回 答
(1)	不明点はどこに問合せればよいか	今回お示しした内容より詳しいことは、未定の部分が多くありお応えできかねますので、しばらくお待ちください。 3月12日開催の市連会定例会で詳しくお知らせし、同日ホームページにも掲載します。あわせて、4月1日以降のお問合せ・受付窓口（事務を委託する事業者）についても、電話番号、電子メールアドレスのほか、申請書類の郵送先住所（市内郵便局私書箱宛ての予定）をご案内します。
(2)	申請の提出方法は	4月1日から受付窓口（委託事業者）にて、郵送又は電子メールでの受付を開始します。持参による提出を特に希望する場合は、区地域振興課にお預けください。

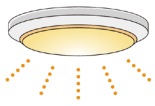



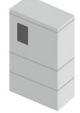
(3)	領収書の写しの添付は省略できるのか	国の交付金を利用し実施することもあり、省略はできません。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付がなければ補助金の交付はできませんので、必ず領収書を手配してください。
(4)	防犯カメラの設置に使えるのか	利用できます。『地域防犯カメラ設置補助金』では補助対象外となる、自治会町内会がマンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラの整備などにも利用できます。なお、防犯カメラを設置する際には「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に沿った運用が必要です。
(5)	自治会町内会が維持管理する地域防犯灯の整備に使えるのか	利用できます。灯具の購入費、独立柱を建てる等の付帯設備の設置費を含む工事費だけでなく、同所に整備する場合の既存設備の処分等に関する費用も経費も対象となります（撤去のみの実施には使えません）。なお、街路灯に用いる蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されますので、この機会に、所有する地域防犯灯を蛍光灯からLEDに交換することを御検討ください。
(6)	お金を立替えて取組を実施した後に申請するのか	お見込みのとおりです。地域の皆様にとって必要な防犯対策を速やかに行っていただけるように、清算払いによる事業実施後に、補助申請と同時に実績報告をいただく制度としました。
(7)	実施後に「この取組は交付対象外」と言われては困る	地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組について、広く補助の対象としています。補助対象の取組の具体例（上記6）を参考としていただきながら、地域で必要な防犯対策の検討を進めてください。 ※補助対象外経費（上記7・8）にもご注意ください。
(8)	予算が不足することはないのか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの自治会町内会等からのご申請にお応えできるよう十分な予算案としております。 是非、自治会町内会内で情報共有いただき、ご検討を始めてください。
(9)	令和8年度以降も続く制度か	いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生する中で、市民の皆様等からの不安の高まりのお声を受け、令和7年度は、国の重点支援地方交付金を利用して緊急的に実施するものです。



令和7年度も、自治会館等への

4月1日～
申請開始

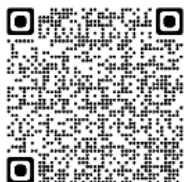
省エネ設備の導入補助 実施予定

■対象製品		
LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 補助上限額 60万円 省エネ性能 ★★★★★4.0 ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)	 補助上限額 130万円 家庭用 省エネ性能 ★★★★★2.4 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4 以上 業務用 トップランナー基準達成製品	 断熱窓  太陽光 発電設備  蓄電池 補助上限額 合算で 200万円 いずれかの実施でも申請ができます。
■対象団体		
会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会 ※6年度同様に、会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点 としている町内会等も補助対象とします。		
Q:6年度、この補助金を利用してエアコンを導入したが、7年度、別の場所のエアコン や断熱窓の補助金利用はできるのか？		
A:ご利用いただけます。		

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

手続きの詳細は、3月の市連会・区連会でお知らせし、3月12日頃ホームページに掲載予定です

[参考] 6年度補助制度の内容



←市 WEB
6年度補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



担 当:市民局地域活動推進課

連絡先:045-671-2317

sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

市連会 2月定例会説明資料
令和 7年 2月 12日
市民局 地域活動推進課

自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について【情報提供】

1 趣旨

市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市と連携協定を締結した事業者等が提供するデジタルツール（アプリ、サービスなど）を紹介する冊子を作成しました。

自治会町内会での検討にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに、冊子を送付します。
定例会等で情報提供をお願いします。



▲冊子イメージ

3 紹介冊子の概要

(1) 内容

自治会町内会の運営上の悩みとその解決手法、デジタルツールの紹介、導入事例

(2) 活用方法

回覧板が回り終わるまでに時間がかかる、会費を集めるのが大変、といった運営上の悩みを解決するデジタルツールを複数紹介。必要な情報を集約していますので、自治会町内会の実情に応じた検討にご活用いただけます。

(3) 市民局 Web ページでも、ダウンロード可能です

横浜市 自治会町内会 DX

検索



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

参考 連携事業者について

令和 6年 8月に、「自治会町内会 DX に関する提案」募集を行い、応募のあった事業者・団体 15 者と連携協定を締結しました（現在も事業者募集を継続実施中）。

事業者の提供するサービスによっては、この協定により、利用料金を特別価格にて提供しているところもあります。詳細は、事業者へお問合せください（問合せ先は、市民局 Web ページに掲載）。

裏面あり

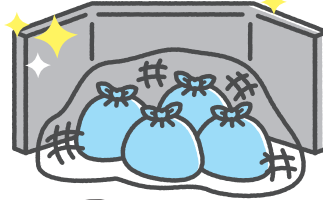
連携事業者一覧（令和7年2月12日現在）

No	事業者・団体名	自治会町内会向けツール・サービス
1	株式会社タウンニュース社	ホームページ作成支援
2	アニバーサリーコンシェル株式会社	自治会町内会向けスマートフォンアプリ
3	小田急電鉄株式会社	
4	株式会社シーピーユー	
5	大東建託株式会社	
6	株式会社フィールド	
7	株式会社ワンベルウッズ	
8	三愛電子工業株式会社横浜技術センター	高齢者向け情報受信端末
9	PayPay株式会社	会費等のキャッシュレス決済
10	株式会社ブループリント・システムズ	自治会町内会館の鍵貸出リモート管理
11	株式会社ネオジャパン	スケジュール共有ツールなどアプリケーション提案
12	株式会社アイティサーフ	デジタルツール活用アドバイス等のコンサルティング
13	特定非営利活動法人ILove つづき	
14	特定非営利活動法人まちづくり エージェント SIDE BEACH CITY.	
15	<small>ウーマンネット</small> WOMANET 株式会社	

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 松永、石栗
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

家のそばのごみ置き場は
いつもキレイ！
誰が掃除してくれて
いるの…？

地域の夏祭り今年
も楽しかったな！
誰が運営してくれ
ているんだろう？



“自治会町内会のみなさま”です。

自治会町内会の活動紹介

まちの美化活動

- ごみ集積所の管理
- 公園の清掃活動
- 古紙回収の実施
など



地域交流活動

- お祭りの開催
- 地域運動会の開催
- こども向け
イベントの開催
など



防災・防犯活動

- 防災訓練の実施
- 物資の備蓄
- 防犯カメラの設置
- 防犯パトロール
など



福祉活動

- 登下校時の見守り
- 高齢者の
居場所作り
など





大規模な震災では「火災、救助、避難」などの命を守る初期段階から、その後の生活を営む「復旧、復興」まで地域に住んでいる市民の皆さんの相互協力による活動が不可欠となってきます。

いざという時に効果的な活動を行えるようにするためには、日頃から隣近所で助け合える関係を築くことが大切です。「自分の身は自分で守る、みんなの地域はみんなで守る」という気持ちを常に持ち、普段から災害に備える必要があります。

そのような関係を築くには、地域での交流を図りお互いに気遣いができる関係性が必要となります。その関係性をより有効に働かせるための組織が自治会・町内会です。

自治会・町内会に加入し、お互いに助け合える関係を築きましょう。



まずはお住まいの地区の自治会を調べてみましょう。



港北区連合町内会のホームページで、お住まいのご住所がどの自治会町内会に該当するか調べられます。

港北区連合町内会

検索

<https://kohoku-rengou.net/>



ご加入の
お申込み

ご近所の自治会町内会の役員の方にお尋ねいただくか、
下記、事務局まで入会届を FAX・Eメールまたは窓口にご持参ください。

港北区連合町内会事務局

港北区役所 地域振興課内 (4階 46番窓口)

〒222-0032 港北区大豆戸町 26-1

TEL 045-540-2234

FAX 045-540-2245

Eメール ko-jichikai@city.yokohama.lg.jp



切り取ってお使いください



自治会町内会 入会届

住 所 〒

港北区

氏 名

電話番号

事務局使用欄

(受付日) 令和 年 月 日 (受渡日) 令和 年 月 日

自治会町内会:

地区連合町内会:

令和7年2月20日

連合町内会会長 各位

港北区地域振興課長 安達 友彦

第40回港北駅伝大会 開催結果(ご報告)

第40回港北駅伝大会の開催にあたり、ご支援、ご協力をいただき誠にありがとうございました。40回の記念大会として大勢の皆様にご参加いただき、無事開催することができました。

つきましては、大会の実施結果について、次のとおりご報告いたします。

1 大会概要

(1) 開催日時 令和7年1月19日(日)

レース	部門
第1レース(9時開始)	一般男子、高校男子、高校女子
第2レース(10時50分開始)	一般混合、一般女子、中学男子、中学女子
第3レース(12時40分開始)	連合町内会、親子(12時45分スタート)

(2) 会場 日産フィールド小机(新横浜公園周回コース)

(3) 参加チーム数 192チーム(選手1,143人)
 (申込チーム数 205チーム(選手1,222人))

2 連合町内会の部の記録について

(1) 入賞チーム

入賞	チーム名
優勝	大倉山連合町会A
準優勝	綱島連合Aチーム
第3位	日吉連合Bチーム
【参考】	
4位	日吉連合Aチーム
5位	大曾根連合選抜Z

(2) 区間賞

区間	氏名	チーム	記録	距離(Km)
第1区	井上 丈瑠	日吉連合Aチーム	00:12'08"	4
第2区	白井 優	綱島連合Aチーム	00:04'14"	1
第3区	市村 瞭太郎	日吉連合Bチーム	00:09'01"	3
第4区	服部 文祥	大倉山連合町会A	00:10'08"	3
第5区	堂本 蒼介	大曾根連合選抜Z	00:04'04"	1
第6区	佐口 向日葵	日吉連合Bチーム	00:11'28"	3
第7区	政 妃奈乃	大曾根連合選抜Z	00:04'20"	1
第8区	松永 英亮	大倉山連合町会A	00:04'12"	1
第9区	進藤 小春	綱島連合Aチーム	00:10'03"	3

担当：港北区地域振興課生涯学習支援係 二宮・志村・渡邊
TEL : 045-540-2238
FAX : 045-540-2245
MAIL : ko-sports@city.yokohama.lg.jp

横浜ラポールを利用してみませんか 15

～会議室などの貸切施設がご利用いただけます～

横浜ラポールは横浜市が設置した障害者スポーツ文化センターですが、
障害のない方の団体や、企業の方もご利用いただけます。



利用可能施設 大会議室（A・B）・小会議室・ラポールボックス・ラポール座・和室（1・2）
・メインアリーナ・サブアリーナ・ラポールシアター

※ラポールシアターは工事のため、R8.3までご利用いただけません。

「ラポール」はフランス語で「心の通い合い」という意味があります。
横浜ラポールは障害者がスポーツ・文化・レクリエーション活動を通じて社会参加の促進を図るとともに、市民相互交流の輪を広げるノーマライゼーション推進の拠点になる施設です。



大会議室A・B（全面利用時）定員 108人



AV機器
揃えて
ます

設備・備品 プロジェクター・100インチスクリーン他
主な使い方 講演会・研修会・各種会合等

ラポールボックス 定員 約100人



パネル
展示
できます

設備・備品 可動式パネル・プロジェクター他
主な使い方 美術展・音楽や演劇の練習・各種会合等

和室1・2（2室利用時）定員 40人



ご飲食
可能

設備・備品 液晶テレビ・座卓・座布団他
主な使い方 各種会合・講習会等

サブアリーナ 定員 70人



体操や軽
スポーツ
が出来る
小体育館

設備・備品 大鏡(固定)・マット類・CDプレーヤー
主な使い方 体操・ダンス・ボッチャなどのスポーツ

ラポール座 定員 約60人



AV機器
揃えて
ます

設備・備品 プロジェクター・100インチスクリーン他
主な使い方 DVD視聴・ミニコンサート等

ラポールシアター 定員 330人（立見席含む）



スタイン
ウェイの
ピアノ
常設

設備・備品 音響・照明・舞台装置他
主な使い方 シンポジウム・演劇・ピアノ発表会等

ご利用案内

※ご利用にあたっては、障害についてご理解のうえ、障害のある方へのご配慮とご協力をお願いいたします。

貸切施設利用料金表

※営利目的でご利用になる場合は、貸切料金が倍額（料金表の2倍）になります。

施設名		午前	午後1	午後2	夜間
		9:30~12:00	13:00~15:00	15:00~17:00	18:00~21:00
大会議室	全面	2,000	3,200		2,400
	半面	1,000	1,600		1,200
小会議室		400	320	320	480
和室	1室	400	640		480
ラポールボックス		2,000	1,600	1,600	2,400
ラポール座		1,500	1,200	1,200	1,800
メインアリーナ	半面	4,000	3,200	3,200	4,800
サブアリーナ		1,000	800	800	1,200
ラポールシアター	月～金	4,000	6,400		4,800
	土曜	5,000	8,000		6,000
	日・祝日	5,000	8,000		

- ・初めに団体利用登録が必要です。
- ・障害福祉関係団体以外の団体の予約開始時期は、1か月前からご予約が可能です。
- ・利用時間 月～土曜 9:30～21:00、日・祝日 9:30～17:00、休館日 毎月第2火曜日・年末年始
- ・各施設により貸出備品が異なります。詳細はお問い合わせください。

☆アクセス☆



JR 横浜線「新横浜駅」（北口）／横浜市営地下鉄「新横浜駅」（8番出口）から徒歩約10分

新横浜駅からリフト付き送迎バス（無料／障害者優先）も運行しております。

☆車でお越しの場合☆



無料地下駐車場 151台（障害者優先）

ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール
〒222-0035 横浜市港北区鳥山町 1752
TEL 045-475-2001（利用案内）
TEL 045-475-2002（予約専用）



ホームページのQRコードはこちら



港北区の「活動」をつなぐ情報誌

楽らく遊ゆう学がく

【編集・発行】港北区区民活動支援センター

16

第315号

2025(令和7)年2月
隔月発行

特集

シニア世代の交流と健康増進を図っている
「港北歩こう会」



(港北歩こう会の皆さん)

- P.2 特集「港北歩こう会」
- P.3 「わがまち港北」スポット しんよこはま地域活動ホーム
- P.4 区民活動支援センターからのお知らせ

2009(平成21)年、区役所生涯学習支援係主催の生涯学級「地域デビュー：定年初めの一步」がきっかけで、「港北を歩こう会」が発足しました。2012年には「港北歩こう会」に名称変更し、現在も継続して活動しています。区内だけではなく、市外や県外にも足を延ばし、自然に親しみ、古刹を巡り、地域の歴史を学び、仲間とワイワイ話しながら、ウォーキングを楽しんでいる「港北歩こう会」の活動をご紹介します。

仲間とともに地域を歩き、地域を学び、健康になる喜びを分かち合う場

定例会(ウォーキング)は月に一度

現在の会員はおよそ60名余り。毎月原則第1木曜日に各所を歩きます。取材した日は、「高田駅～塩谷寺～高田天満宮～興禅寺～松の川緑道～真福寺～日吉駅～慶應義塾大学銀杏並木」のコースでした。この日は40名余りが高田駅に集合し、出発のかけ声とともに一同で歩き始めました。



受付をしているところ



ウォーキング途中

会員の高齢化と世話役の後継者問題

入会手続きを済ませ、年会費を納めると、月1回の定例会に参加できます。毎月届く会報誌から日程や距離など、行けるところを各自が自由に選択して参加します。現会員の平均年齢は79歳。今までの在籍会員最高齢は95歳だそうです。

「港北歩こう会」では、全員が安全に楽しくウォーキングができるように、8人の世話役がコース企画・会報誌の印刷・発送・ウォーキング当日の誘導などを担っています。会員の高齢化に伴い、交通量の多い道は避け、歩きやすい距離と、緑道や大規模公園などをコースに多く取り入れる工夫をしています。

世話役の皆さんの徹底した安全対策には頭が下がります。

【世話役会の流れ】

- ① 3週間前:コース企画・下見(現地下見、訪問施設への挨拶)
- ② 約2週間前:世話役会
- ③ 当日:定例会(現地受付、誘導)

世話役メンバーも会員同様に高齢化が進み、メンバーの拡充と若返りが重要な課題となっているため、世話役の担い手発掘を進めています。

創意工夫を重ね、コースの計画策定も

当初は、港北区中心のコースでしたが、回数を重ねるにつれ、参加者の要望に応じて、地域を広げて実施しました。コロナ禍では、遠隔地や人出の多い場所を控えていましたが、昨年度から遠隔地のコースも増やしていきました。羽田空港や昭和記念公園、大磯宿など、港北区を飛び出して、さまざまな地域を歩きました。大磯宿では、東海道五十三次の宿場町など名所が多いコースだったので、他のウォーキング団体と重なり、大勢でにぎわっていたそうです。



興禅寺に到着



興禅寺の秋を楽しむ

地球温暖化を身近に体験

コロナ禍がやや下火になり、本格的な活動が再開されましたが、今度は異常気象が問題となり、7月から猛暑日が連続し、熱中症警戒アラートが発令されたため、屋外での活動を中止せざるを得ない状況になったことは、長い活動の中で初めてのことでした。

ウォーキングは、仲間と楽しく健康になるスポーツ

「月1回の歩こう会が楽しくて、参加したいがために普段から歩いています。」「膝が痛い、腰が痛いところがあっても、歩こう会には湿布を貼ってでも参加しています。」という声がありました。仲間と楽しく話をしながら、いろいろな場所に出かけ、史跡や古刹などの歴史を学び、樹木や草花などの自然に触れることで、健康寿命がますます延びていくことでしょう。

【問合せ】港北歩こう会事務局

Eメール:nrn09941@nifty.com(加藤)

障がい者地域活動ホームは、在宅の障がい児・者およびその家族などの地域生活をサポートする拠点施設として横浜市が独自に設置しているものです。日中活動(デイサービス)のほか、生活支援(一時ケア・ショートステイ、余暇活動支援、おもちゃ文庫)および相談支援などを行っています。障がいがあっても安心して地域に住み続けるための居場所「しんよこはま地域活動ホーム」をご紹介します。



住所:横浜市港北区大豆戸町518-6
電話:045-531-4400 FAX:045-531-6200
交通:JR・市営地下鉄「新横浜」駅より徒歩15分
東急東横線「大倉山」駅より徒歩15分

公式ホームページはこちら▶
<https://www.y-kyousei.or.jp/shinyoko-titatu/>



◀しんよこはま地域活動ホーム外観

遊びと交流の場「おもちゃ文庫」

障がいの有無に関わらず、遊びを通じて地域の未就学の子もたちとその保護者が、情報交換・交流できるあそび場が「おもちゃ文庫」です。手作りの知育おもちゃや玩具で自由に遊ぶことができます。毎週水曜日の午前中は区の子育て支援会場になり、子育て支援者がお子さんを遊ばせながら子育ての不安や悩みを一緒に考え、相談に乗ってくれます。また、定期的に無料のイベント(おはなしたまご)も実施していますので、ホームページを確認してください。



おもちゃ文庫



おはなしたまごの様子

地域とつながるさまざまな取組

1階入口横には喫茶店「かふえEgg」を併設。地域の憩いの場となっています。また、毎年11月に開催する「しんよこ地活の秋まつり」は、「祭りを通じて地域の人たちに楽しんでもらいたい、地元の福祉事業所を知ってもらいたい」との思いが詰まったイベントです。昨年は、子どもたちに大人気の移動動物園もやって来ました。



しんよこ地活の秋まつり



らくらく市

また、「障がいのある人もない人も地域でともにらくらく生きよう」をスローガンに毎年春と秋に開催されるチャリティーバザー「らくらく市」にも出店し、地域との交流を図っています。

おもちゃ文庫のご案内

時間:10時~15時
定休日:毎週火曜日、年末年始
子育て相談:毎週水曜日 10時~12時



♡ ボランティアさん募集中 ♡

障がいのある方と一緒に活動しながら話し相手となるボランティアを募集しています。どなたでも参加できます。興味のある方は、施設へ直接お問合せください。

区民活動支援センターからのお知らせ

募集中!!

日吉の本だな交流イベント 出張説明会～区役所がおじゃまします！

高齢・障害支援課の職員から習う！

わた史ノートの書き方・出張講座

目的や書き方のポイントを知って、実際に記入してみます。

日時:2月25日(火)14:00～16:00のうちの30分
(入替、各回30分 ①14:00～②14:45～③15:30～)

定員:12人(各回4名)※応募多数の場合は抽選

応募方法:横浜市電子申請・届出システム(下記QRコード)
よりお申込みください

応募締切:2月18日(火)

※「わた史ノート」は港北区版エンディングノートです



応募フォーム



©港北区ミズキー

会場:日吉の本だな(慶應義塾大学協生館1階:日吉4-1-1)
問合せ:区民活動支援センター

資源循環局の職員から聞ける！

4月から変わるプラスチックごみの分け方・出し方

いよいよ始まる新ルール！他、ご質問にもお答えします。

日時:3月27日(木)14:00～16:00のうちの30分
(入替、各回30分 ①14:00～②14:45～③15:30～)

定員:27人(各回9名)※応募多数の場合は抽選

応募方法:横浜市電子申請・届出システム(下記QRコード)
よりお申込みください

応募締切:3月20日(木)



応募フォーム
(2/25～)



へら星人 ミーオ

港北地域学講座

港北区のことを様々な角度から学び、自分の出来ること、皆でできることを再発見する講座です

第4回 今日から始めるサステナブルな暮らし～衣類と地球のためにできること～

衣類の大量廃棄という社会問題の解決を目指して活動する大学生、被服学生を講師に招き、私たちにできることは何かを考えます。(講座後半で交流会を予定しています)

日時:3月3日(月)13:30～15:30 会場:港北区役所4階1号会議室

講師:学生団体 carutena (カルテナ) 参加費:無料

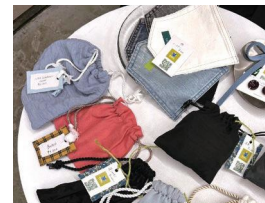
定員:30人(応募多数の場合は抽選) 保育:あり(1歳6ヶ月から未就学児)

応募方法:横浜市電子申請・届出システム(右記QRコード)よりお申込みください

応募締切:2月20日(木)



応募フォーム



carutenaの取組

ガイドさんと歩く 花と木と歴史と文化を知るウォーキングツアー

第3回 春満開 新羽丘陵から江川せせらぎへ (行程:約6.4km・健脚向き)

花のお寺から、丘陵を抜け、川をつたい、緑道まで、桜を見ながら歩きます。

実施日:3月27日(木) 集合時間:9:30

集合場所:市営地下鉄ブルーライン新羽駅 参加費:無料

応募方法:横浜市電子申請・届出システム(右記QRコード)よりお申込みください

募集締切:3月17日(月) 定員:60名(応募多数の場合は抽選)



応募フォーム



江川せせらぎ緑道

ご意見ご感想をお寄せください

港北区区民活動支援センター(港北区役所4階48番窓口)

〒222-0032 港北区大豆戸町26-1

TEL&FAX 540-2246

Eメール ko-center@city.yokohama.lg.jp

港北区区民活動支援センター

検索

★開館時間★ 月～金曜 8時45分～17時(土・日曜、祝日、年末年始除く)



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

不用品回収サービスの トラブルに注意!

ネットで「2トントラックに詰め放題4万5千円」という
広告を見て、不用品の回収を依頼したが、作業終了後に
約40万円を請求された。納得できない。

(相談者：50歳代 女性)

不用品回収を依頼する際は、事前に見積りを取り、料金
や作業内容を確認しましょう。

荷物の量や状態によっては、追加料金が発生する場合も
あるので、広告どおりの金額とは限りません!



トラブル防止のポイント

- ✓ 市のごみと資源物の分け方・出し方を確認する!
- ✓ 市以外に不用品の処分を依頼する場合は、
「一般廃棄物収集運搬業許可業者」に依頼する!
(市HPで確認)
- ✓ 見積りや内容に納得ができない場合は、きっぱり
断る!



KOHOKU
OPEN
GARDEN
花と緑のまちづくり

第13回 港北 オープンガーデン



個人のお庭と地域のコミュニティ花壇を見学できる春のイベントです。珍しいお花や、心のこもったガーデニングの様子等を楽しみ、港北区の新たな魅力を発見しませんか。

4月

18日(金)～20日(日)
10時～16時

5月

16日(金)～18日(日)
10時～16時

パンフレットは3月下旬から港北区役所・地区センター地域ケアプラザ等の区内各所で配布します。期間中は**日吉駅・りそな銀行綱島支店横・大倉山駅の特設案内所**に是非お立ち寄りください♪

詳細は
こちら



～お問い合わせ/主催～

港北オープンガーデン運営委員会事務局/港北区役所
TEL:045-540-2229
Email: ko-kohokuopengarden@city.yokohama.lg.jp

(公社)神奈川県宅地建物取引業協会横浜北支部は、港北オープンガーデンを応援しています！



人と住まいを、
笑顔でつなぐ。

宅建協会はあなたのパートナー

(公社)神奈川県宅地建物取引業協会 横浜北支部

～住まいや土地など不動産でお悩みの方～
不動産無料相談会開催中！(要電話予約)
(毎月第3火曜日※1・8月除く)

お問い合わせ: TEL045-942-5511/住所 都筑区茅ヶ崎中央8-7-201



神奈川県宅建協会
イメージキャラクター
「はとっぴい」



令和七年 春巡業

横浜アリーナ 場所 **大相撲**

横綱 照ノ富士

4月26日 土

開場 / 午前9時 打ち出し / 午後3時 予定 (終了)

横浜アリーナ

※全力士は本場所休場等、諸般の事情により巡業に帯同できない場合がございます。予めご了承ください。

料金表 (消費税込)

チケット

1階	タマリSS席	16,500円(1名分)★
	タマリS席	15,500円(1名分)★
	センターイス席	12,000円(1名分)
	車イス席	20,000円(2名分)*
2階	イスS席(2階)	10,000円(1名分)
	イスA席(2階)大人券	7,000円(1名分)
	イスA席(2階)子ども券	4,000円(1名分)◆
	イスB席(2階)大人券	4,000円(1名分)
	イスB席(2階)子ども券	2,000円(1名分)◆

★タマリ席：横浜アリーナ場所記念座布団付き
*車イス席：2名分うち付添1名
◆子ども券：小学生以下

お土産 お弁当 セット	横綱セット	6,000円	スー女セット	4,000円
	大関セット	4,000円	お弁当セット	2,500円

※お土産・お弁当セットは予約販売のみとなります。当日会場でのセット販売はありません。

チケット・各セットのお求めは

チケット好評販売中!!

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなどのコンビニでお買い求めいただけます!

- tvkチケットカウンター
- チケットぴあ【Pコード:860-981】
- ローソンチケット【Lコード:34180】
- e+(イープラス) ● 大相撲巡業チケット事務局

大相撲巡業チケット事務局

☎ 0570-05-3366 (10:00~17:00)

※車イス席をご利用の方は、大相撲巡業チケット事務局 ☎0570-05-3366 (10:00~17:00) までお申込みください。

詳しくは公式HPをご覧ください!
大相撲横浜アリーナ場所公式HP



主催：(株)横浜アリーナ、(株)テレビ神奈川、ランドマークエンターテイメント(株) 特別協賛：株式会社ビックカメラ
協力：新横浜町内会 後援：横浜市、公益財団法人横浜市スポーツ協会、神奈川新聞社、FMヨコハマ

令和6年度 港北区民のための 災害対策講座

参加費 無料

事前申し込み不要※

(先着200名様)

※手話通訳者を必要と
される方は3/14(金)迄に
下記まで
ご連絡ください

「トリアージは救護活動」

大規模災害発生時には医療の特殊性があることをご存知でしょうか？

巨大地震発生時には通常の医療、すなわち救急医療を行うと死者が増える可能性があり、それを回避するには災害医療を適応しなくてはなりません。救急医療と災害医療、同じ救命を目的とした医療救護活動ですがそのコンセプトは全く異なります。

今回の講演では災害医療の特殊性を理解いただくとともにトリアージは救護活動、市民トリアージの重要性をお話しします。



日時

3月22日(土) 開場：13時30分
開演：14時00分

講師

たるまちクリニック
かたやまときたか
院長 **片山時孝先生** (港北区医師会副会長)

場所

港北公会堂 ホール (港北区大豆戸町26-1)

主催：港北区医師会
後援：港北区



【お問い合わせ】一般社団法人横浜市港北区医師会 事務局
〒222-0011 横浜市港北区菊名7-8-27

TEL 045 (433) 2367 / FAX 045 (433) 8911

✉ kohoku-s@abelia.ocn.ne.jp

港北区の犯罪発生状況

1 刑法犯認知・検挙件数

	認知件数				検挙件数			
	令和7年 (1月末)	令和6年 (1月末)	前年増減		令和7年 (1月末)	令和6年 (1月末)	前年増減	
			件数	率 (%)			件数	率 (%)
総数	128	128	±0	±0.0%	56	66	-10	-15.2%
凶悪犯	0	1	-1	-100.0%	0	2	-2	-100.0%
粗暴犯	5	6	-1	-16.7%	9	13	-4	-30.8%
窃盗犯	98	95	+3	+3.2%	38	38	±0	±0.0%
知能犯	11	14	-3	-21.4%	1	5	-4	-80.0%
風俗犯	4	2	+2	+100.0%	1	1	±0	±0.0%
その他	10	10	±0	±0.0%	7	7	±0	±0.0%

2 窃盗犯認知・検挙件数

	認知件数				検挙件数				
	令和7年 (1月末)	令和6年 (1月末)	前年増減		令和7年 (1月末)	令和6年 (1月末)	前年増減		
			件数	率 (%)			件数	率 (%)	
侵入盗	空き巣	4	3	+1	+33.3%	0	2	-2	-100.0%
	事務所荒し	0	0	±0	---	0	0	±0	---
	その他	5	3	+2	+66.7%	1	1	±0	±0.0%
非侵入盗	自動車盗	4	5	-1	-20.0%	14	0	+14	---
	オートバイ盗	1	0	+1	---	0	1	-1	-100.0%
	自転車盗	28	24	+4	+16.7%	2	3	-1	-33.3%
	車上狙い	5	4	+1	+25.0%	0	4	-4	-100.0%
	ひったくり	0	0	±0	---	0	0	±0	---
	置き引き	4	2	+2	+100.0%	1	2	-1	-50.0%
	万引き	24	20	+4	+20.0%	10	15	-5	-33.3%
その他	8	17	-9	-52.9%	10	10	±0	±0.0%	

特殊詐欺発生状況 (令和7年1月末)

港北区内
5件 (前年比 ±0件)
約2150万円 (前年比 約+1380万円)

SNS型投資・ロマンス詐欺発生状況 (令和7年1月末)

港北区内
0件
0円

港北警察署からの連絡

令和7年2月1日リリース、神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」

お住いの地域で発生した不審者情報等、最新情報を常にアップロードし情報発信を行っています。

他にも、様々な防犯機能がありますので、ぜひダウンロードしてください！！

神奈川県港北警察署
045-546-0110

(令和7年1月末現在)

地区名	町名	凶悪犯	粗暴犯				窃盗犯												知能犯		その他刑法犯等	総計	前年同期	増減	増減比	特殊詐欺		
			暴行	傷害	恐喝その他	小計	侵入盗				非侵入盗				合計	詐欺	その他知能犯											
							空き巣	事務所荒し	その他	小計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい				ひったくり	置引き	万引き							その他	小計
日吉地区	箕輪町				0				0							0	0				0	3	-3	-100.0%				
	日吉			1	1				0			2	1		3		6	7				7	7	±0	±0.0%			
	日吉本町			1	1				0			3				1	4	5	1		1	7	6	+1	+16.7%	1		
	下田町				0				0			1				2	3	3			1	4	1	+3	+300.0%			
篠原地区	富士塚				0				0							0	0					0	0	±0	--			
	篠原台町				0				0								0	0				0	0	+1	±0.0%	1		
	篠原町				0	1			1			2				2	4	8	9			9	4	+5	+125.0%			
	篠原西町				0				0			1					1	1				1	0	±0	--			
	篠原東			1	1	1		3	4								0	5				5	1	+4	+400.0%			
網島地区	仲手原				0			1	1							0	1	1				2	1	+1	+100.0%			
	網島台				0				0							0	0	1				1	0	+1	--			
	網島西				0				0	1	4	1				1	7	14	14	2		16	11	+5	+45.5%	1		
	網島東				0				0		1					2	1	4	4			4	9	-5	-55.6%			
城郷地区	網島上町				0				0							0	0					0	1	-1	-100.0%			
	鳥山町				0				0	1	1	1				3	6	6			2	8	4	+4	+100.0%			
	岸根町				0				0		1					1	2	2				2	1	+1	+100.0%			
大曾根地区	小机町				0				0						1	1	3	3	3		1	7	9	-2	-22.2%			
	大曾根	1			1				0							0	1					1	1	±0	±0.0%			
樽町地区	大曾根台				0				0						1	1	1	1				1	1	-1	--			
	樽町				0				0			3				1	1	5	5	1		6	7	-1	-14.3%			
新吉田・あすなろ地区	新吉田町				0	1			1							1	1	2				2	5	-3	-60.0%			
	新吉田東				0	1			1	1							1	2			1	3	4	-1	-25.0%			
新羽地区	新羽町				0				0		2	1			3	1	7	7				7	12	-5	-41.7%			
	北新横浜				0				0		1					1	2	2				2	1	+1	+100.0%			
菊名地区	新横浜		1		1				0						3	2	5	6	1		1	8	11	-3	-27.3%			
	菊名				0				0		2				4		6	6				6	6	±0	±0.0%			
	大豆戸町				0				0						1		1	1				1	5	-4	-80.0%			
	錦が丘				0				0								0	0				0	0	±0	--			
師岡地区	篠原北				0				0							0	0				1	1	0	+1	--			
	師岡町				0				0	2	2			1	1		6	6				6	9	-3	-33.3%			
高田地区	高田町				0				0							0	0					0	1	-1	--			
	高田東				0				0		1					1	1					1	2	-1	-50.0%			
	高田西				0				0							0	0				1	1	1	±0	±0.0%			
大倉山地区	大倉山				0		1	1			1				1	2	3	1		1	5	5	±0	±0.0%				
	町名不明				0				0							0	0					0	0	±0	--			
港北区全体		0	2	2	1	5	4	0	5	9	4	1	28	5	0	4	24	23	89	103	11	0	10	124	129	+163	+126.4%	3
前年同期		1	2	4	0	6	3	0	3	6	5	0	24	4	0	2	20	34	90	103	14	0	12	129			6	
増減		-1	±0	-2	+1	-1	+1	±0	+2	+3	-1	+1	+4	+1	±0	+2	+4	-11	-1	±0	-3	±0	-2	-5			-3	

※ 赤色の数字は令和5年の同期より増加している犯罪を表しています。
 ※ 数字は全て手集計による暫定値です。



港北区の交通事故発生状況



	発生件数	死者数	負傷者数	子供（人数）	高齢者（人数）
令和7年	38	0	41	2	14
令和6年	48	0	49	3	20
増減	-10	±0	-8	-1	-7
増減率	-20.8%	-	-25.5%	-33.3%	-30.0%

令和7年1月末現在（暫定値）

1月の事故の特徴（港区内）

歩行者の背後から来た車両による事故に要注意

1月中に発生した交通事故を分析した結果、歩行者と背後から来た車両が関係する事故、「**背面通行中**」の事故が増加していました。

車両の運転手は、速度等の交通法令を遵守し、歩行者の動きを予測する「かもしれない」運転に心掛け、歩行者との間隔に気を付けましょう。

歩行者の方は、後ろから来る車に気を付けてください。

歩きスマホや、イヤホンをつけて歩くの危険です。反射材等を有効活用し、目立つ服装で歩きましょう。



港北警察署からのお知らせ

「高齢運転者の特性」について

【特性とワンポイントアドバイス】

- **動体視力の低下**
→速度を落として運転しましょう。
- **反応時間の延長**
→慣れた道路でも緊張感を持ち、運転しましょう。
- **体調管理と運転の差し控え**
→持病や服薬の状況に応じて運転を控えましょう。

高齢者の特性を理解して、安全運転に努めましょう。



事故発生分析（1月末）

発生時間 ワースト3

16時～18時	9件
10時～12時	6件
08時～10時	5件

朝・夕の通勤時間や登下校等の人の流動が激しい時間帯に事故が多くなっています！

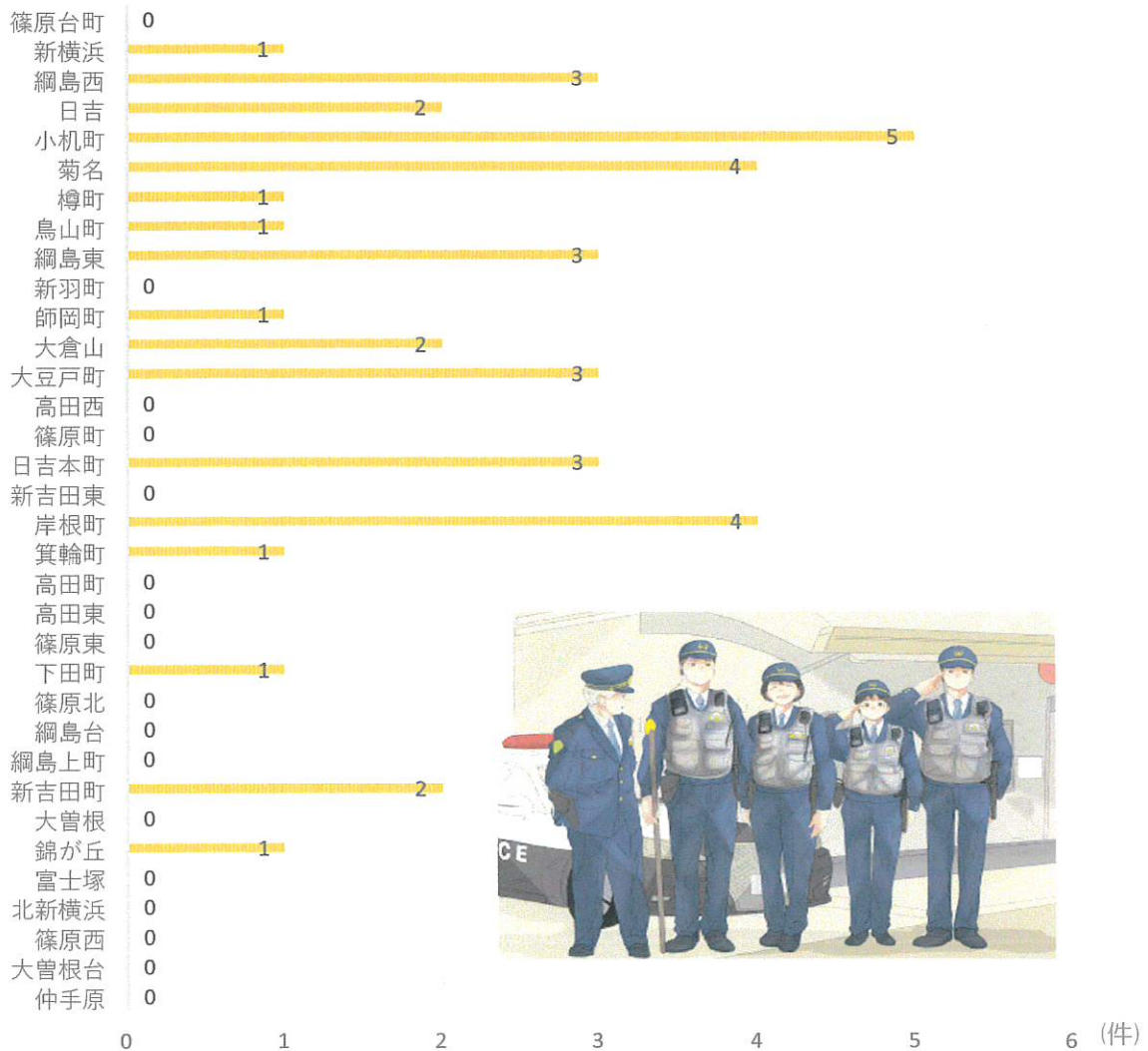
発生曜日 ワースト3

月曜日	8件
木曜日	8件
金曜日	7件

週の真ん中は疲れが溜まりやすいので、十分な休息を取りましょう

町名別 事故発生状況

※1月末 暫定値



港北区内の火災・救急状況について

港北区区連会会議資料

令和7年2月20日

港北消防署

火災情報

令和7年1月31日現在

港北区内				
火災発生状況				
年別	令和7年	令和6年	増△減	
件数	7	6	1	
火災種別	建物	7	6	1
	林野	0	0	0
	車両	0	0	0
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	0	0	0
損害	焼損床面積	328	34	294
	死者	1	2	△1
	焼死等	1	2	△1
	放火自殺	0	0	0
	負傷者	4	2	2

横浜市内				
火災発生状況				
年別	令和7年	令和6年	増△減	
件数	88	55	33	
火災種別	建物	57	35	22
	林野	0	0	0
	車両	7	4	3
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	24	16	8
損害	焼損床面積	1,084	818	266
	死者	3	4	△1
	焼死等	3	4	△1
	放火自殺	0	0	0
	負傷者	16	9	7

主な出火原因				
	年別	令和7年	令和6年	増△減
1	こんろ	1	0	1
2	放火(疑い含む)	1	1	0
3	ストーブ	1	1	0
4	たばこ	1	1	0
5	その他(調査中含む)	3	0	3

主な出火原因				
	年別	令和7年	令和6年	増△減
1	たばこ	23	12	11
2	放火(疑い含む)	11	7	4
3	こんろ	9	3	6
4	配線器具	6	1	5
5	排気管	3	1	2

港北区連合町内会別火災発生状況		
合計	7	
日吉地区連合町内会	0	
綱島地区連合自治会	0	
大曽根自治連合会	0	
樽町連合町内会	0	
菊名地区連合町内会	1	
師岡地区連合町内会	0	
大倉山地区連合町会	1	
篠原地区連合自治会	1	
城郷地区連合町内会	1	
新羽町連合町内会	0	
新吉田連合町内会	1	
新吉田あすなろ連合町内会	1	
高田町連合町内会	0	
その他	1	

行政区別火災発生状況			
年別	令和7年	令和6年	増△減
合計	88	55	33
鶴見	7	5	2
神奈川	5	4	1
西	3	1	2
中	11	2	9
南	5	3	2
港南	4	4	0
保土ヶ谷	7	4	3
旭	4	4	0
磯子	5	1	4
金沢	7	8	△1
港北	8	6	2
緑	2	2	0
青葉	5	2	3
都筑	3	1	2
戸塚	4	3	1
栄	2	1	1
泉	3	3	0
瀬谷	3	1	2

消防団分団担当地区別火災発生状況		
合計	7	
第一分団	2	
第二分団	1	
第三分団	2	
第四分団	0	
第五分団	0	
第六分団	2	
第七分団	0	

※本年数値は速報値であり、確定値ではありません。



救急情報


令和7年1月31日現在

港北区内救急状況			
年 別	令和7年	令和6年	増△減
件 数	1,764	1,818	△ 54
急 病	1,275	1,322	△ 47
一般負傷	297	312	△ 15
交通事故	43	47	△ 4
その他	149	137	12


横浜市内救急状況			
年 別	令和7年	令和6年	増△減
件 数	23,121	23,192	△ 71
急 病	16,793	16,912	△ 119
一般負傷	3,998	4,046	△ 48
交通事故	667	681	△ 14
その他	1,763	1,553	210

行政区別救急状況			
年 別	令和7年	令和6年	増△減
鶴見	1,729	1,672	57
神奈川	1,546	1,520	26
西	902	881	21
中	1,557	1,536	21
南	1,575	1,356	219
港南	1,392	1,451	△ 59
保土ヶ谷	1,201	1,279	△ 78
旭	1,495	1,636	△ 141
磯子	1,021	1,083	△ 62
金沢	1,227	1,317	△ 90
港北	1,764	1,818	△ 54
緑	1,079	1,055	24
青葉	1,402	1,431	△ 29
都筑	995	991	4
戸塚	1,667	1,689	△ 22
栄	737	754	△ 17
泉	1,009	913	96
瀬谷	820	805	15
市外	3	5	△ 2

※本年数値は速報値であり、確定値ではありません。



救える命を救いたい！ 考えてみましょう…救急車の利用



2024年度全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来

放火対策

放火は、夕方から深夜にかけて多く発生しています。

ポイント① 家の周りに燃えやすいものを置かない

ごみは決められた日時・場所に出し、死角となる場所にはできるだけ物を置かないようにしましょう。



ポイント② 車庫や物置には鍵をかける

放火犯は人目につきにくい場所で放火するケースが多いです。車庫などには鍵をかけ、外部からの侵入を防ぎましょう。

